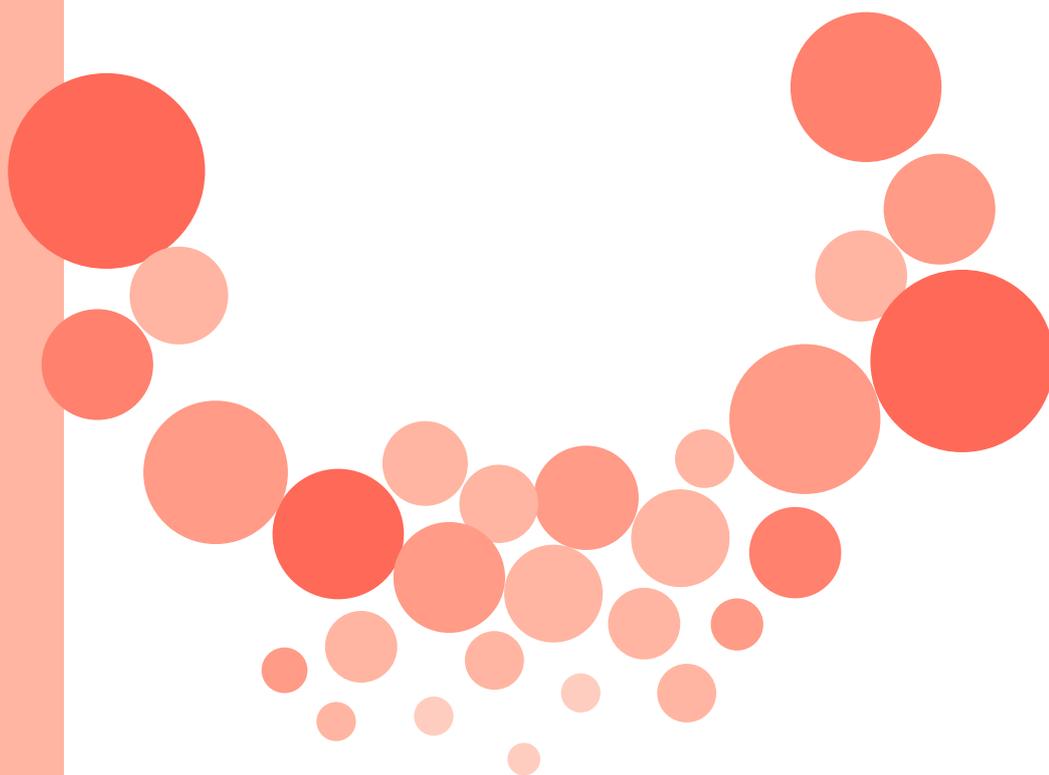


男女共同参画社会の実現をめざす

富田林市男女共同参画計画

ウイメンズ



* 富田林市

はじめに



本市では、平成9年3月に、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の人権の確立と性差別撤廃を基本的理念とした、富田林市女性行動計画「ウィズプラン」を策定し、富田林市女性行動計画推進懇談会からご意見をいただきながら、市民のみなさまとともに進めて参りました。

国においては、平成11年6月に、男女がお互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のための男女共同参画社会基本法が制定されました。その中で、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置づけられています。

また、平成12年には、基本法に基づいた男女共同参画基本計画が策定され、社会状況の変化をふまえ、その後、平成17年12月、男女共同参画基本計画（第2次）が策定されました。

本市においては、平成19年3月に第4次総合計画を策定し、男女共同参画社会の形成を施策の大綱のひとつに掲げ、お互いの協力のもと、市民活動などさまざまな活動に参画し、能力を発揮する機会が確保されるまちづくりをめざしています。

この度、男女共同参画社会基本法や国・府の男女共同参画計画を勘案しながら、本市第4次総合計画のもと、「ウィズプラン」の後継となる「富田林市男女共同参画計画ウィズプラン」を策定いたしました。

「人権の尊重と性差別の撤廃」を計画の基本理念として、意識形成の促進や政策・社会参画の促進、女性に対する暴力の根絶など、関係機関と連絡調整を図りながら、事業者や市民のみなさまとも協働して実施して参りたいと考えております。

最後になりましたが、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました市民のみなさまをはじめ、ご指導いただきました富田林市男女共同参画推進懇談会の委員のみなさまに厚くお礼を申し上げます。

平成19年3月

富田林市長 多田利喜

目 次

はじめに

．策定の趣旨と基本的考え方	1
1．策定の趣旨	1
2．基本的考え方	2
．男女共同参画をめぐる国内外の動き	3
1．世界の動き	3
2．国・府・市の動き	4
．男女共同参画社会形成に向けての課題	7
1．社会情勢の変化	7
2．富田林市の男女共同参画の現状	10
3．富田林市における男女共同参画社会形成に向けての課題	19
．計画の概要	21
1．性格	21
2．目標	21
3．視点	21
4．期間	22
．施策の展開	23
1．6つの重点目標	23
2．施策の体系	24
3．重点目標と主要施策	26
男女共同参画のための意識形成の促進	26
政策・社会参画と経済的自立の促進	31
参画と自立を支援する地域福祉の推進	35
女性の生涯を通じた健康の保持増進	38
女性に対するあらゆる暴力の根絶	40
総合的な男女共同参画施策の推進	42
参考資料	45
富田林市男女共同参画施策推進本部設置要綱	45
富田林市男女共同参画計画策定に至る経過	47
富田林市男女共同参画推進懇談会設置要綱	48
富田林市男女共同参画推進懇談会委員名簿	49
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	50
男女共同参画社会基本法	57
男女共同参画に関する市民意識調査実施概要	61
男女共同参画のあゆみ	62
用語解説	66

策定の趣旨と基本的考え方

- 1．策定の趣旨
- 2．基本的考え方

策定の趣旨と基本的考え方

1. 策定の趣旨

わが国においては、日本国憲法で個人の尊厳と男女平等を定めています。しかしながら、今だに、女性に対する差別意識や人権侵害、男女不平等な慣行が残っており、これらを是正していく必要があります。

世界では、1975（昭和 50）年の「国際婦人年」に、第 1 回世界婦人会議が開催され、「世界行動計画」が採択されたことを契機に、女性の地位向上をめざして、さまざまな取り組みが行われてきました。

わが国は、世界の動きに呼応し、1977（昭和 52）年に、「国内行動計画」の策定を契機として、男女共同参画社会の形成をめざした施策を展開してきました。1999（平成 11）年には、「男女共同参画社会基本法」が成立し、翌年、「男女共同参画基本計画」が策定され、2005（平成 17）年には、国内外のさまざまな状況の変化に伴い、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。

大阪府は、1981（昭和 56）年に、第 1 期の「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を策定し、女性の地位向上と男女共同参画社会の形成をめざした施策を展開してきました。2001（平成 13）年には、「男女共同参画社会基本法」に基づく「おおさか男女共同参画プラン」（2010（平成 22）年度まで）が策定されました。さらに、2006（平成 18）年に、中間年度にあたることから、計画の実効性を一層高めるために、内容が一部改訂されました。

本市は、1986（昭和 61）年に、各部課の連絡調整の体制を整備し、総合的な施策の展開に努めてきました。1997（平成 9）年 3 月に、「富田林市女性行動計画ウィズプラン」（2006（平成 18）年度まで）を策定しました。

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画（第 2 次）」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」を勘案し、「富田林市女性行動計画ウィズプラン」の後継となる新たな男女共同参画計画の策定が必要となっています。

以上により、男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向とその推進の方策を総合的に示すことを目的として、「富田林市男女共同参画計画」を策定しました。

2. 基本的考え方

富田林市男女共同参画計画の基本理念

人権の尊重と性差別の撤廃による 男女共同参画社会の形成

私たちは、日本国憲法のもとに、すべての基本的人権が尊重され、男女の平等が保障されています。しかしながら、社会には今だにジェンダー¹に起因する男女不平等の慣行や女性への差別・偏見が根強く残っています。

もちろん、この一般的に浸透した意識や行為は、家庭だけでなく、地域や職場においてもみられます。

家庭では、夫は仕事に専念しつつも主導権を持ち、妻は仕事を持つ、持たないにかかわらず、家事・育児・介護等を負担している状況が多くみられます。地域では、男性が優遇されたり、地域活動の役員は主に男性であっても実際の活動は女性が主に担っているというような慣習も残っています。職場では、昇進・昇給等において女性は男性と差別があり、結婚・出産を契機に、職場を去らざるを得ない事例もあります。配偶者や恋人による暴力(ドメスティック・バイオレンス(以下、「DV」と呼びます。))は、犯罪かつ人権を侵害するものであり、決して許すことのできない行為です。

男女共同参画社会づくりは、互いの人権を尊重し、従来 of 女性に対する差別や偏見を是正するとともに、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業意識の解消に向けて、男女が対等の関係にあって、その存在をともに尊重し合い、その個性と能力を發揮して社会のさまざまな分野に参画していく取り組みです。

このような考え方をふまえ、男女共同参画をめざす本計画の理念を、「人権の尊重と性差別の撤廃による男女共同参画社会の形成」とします。

¹ ジェンダー：社会的・文化的・歴史的に形成された男女の性差のこと。これに対し、生物学的な性差をセックスといいます。社会や家庭において「男は男らしく」「女は女らしく」と要求される結果、男女それぞれのジェンダー意識が形成されていき、これが「男は仕事」「女は家庭」といった性別による固定的な役割分業意識の根本となっているといえます。

男女共同参画をめぐる国内外の動き

- 1．世界の動き
- 2．国・府・市の動き

男女共同参画をめぐる国内外の動き

1. 世界の動き

1975（昭和 50）年の「国際婦人年」に、女性の地位向上をめざして、第 1 回世界婦人会議がメキシコシティで開催され、各国の取るべき措置のガイドラインを示した「世界行動計画」が採択され、翌年から「国連婦人の 10 年 - “平等・開発・平和”」とすることが勧告されました。

1980（昭和 55）年に、コペンハーゲンで開催された第 2 回世界婦人会議では、「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」が採択されるとともに、「女子差別撤廃条約」に、日本も含め 57 か国が署名し、日本は 1985（昭和 60）年に批准しました。

1985（昭和 60）年に、ナイロビで開催された第 3 回世界婦人会議では、「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下、「ナイロビ将来戦略」と呼びます。）が採択され、はじめて、ドメスティック・バイオレンスの問題が平和に関する項目に盛り込まれました。

1995（平成 7）年 9 月に北京で開催された第 4 回世界女性会議では、「平等・開発・平和」への行動が新たにメインテーマになり、採択された「北京宣言及び行動綱領」では、「ナイロビ将来戦略」の完全で効果的な実現をめざすとともに、12 の重大問題領域²における具体的な行動が各国に要請されました。

2000（平成 12）年に、ニューヨークで開催された国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「ナイロビ将来戦略」及び「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を検討・評価し、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアチブ（成果文書）」が採択されました。

2005（平成 17）年には、ニューヨークで第 49 回国連婦人の地位委員会が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しが行われ、一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」及び 10 項目にわたる「決議」が採択されました。

² 12 の重大問題領域：A 女性と貧困、B 女性の教育と訓練、C 女性と健康、D 女性に対する暴力、E 女性と武力紛争、F 女性と経済、G 権力および意思決定における女性、H 女性の地位向上のための制度的な仕組み、I 女性の人権、J 女性とメディア、K 女性と環境、L 女性の権利のこと。

2. 国・府・市の動き

(1) 国の動き

世界の動きに呼応して、わが国は1977(昭和52)年に、「国内行動計画」を策定し、男女雇用機会均等法や民法・国籍法等の国内法の整備を終え、1980(昭和55)年に「女子差別撤廃条約」に署名し、1985(昭和60)年に批准しました。

1987(昭和62)年に、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

また1991(平成3)年に、「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」が策定され、「男女共同参画社会の形成」を目標に、女性に関する施策を推進していくことになりました。同年、「育児・介護休業法」が成立しました。

ナイロビ将来戦略の勧告の趣旨をふまえ1994(平成6)年6月には、総理府(現在は内閣府)において婦人問題担当室が発展的に解消し、政令で定める正式な組織として、男女共同参画推進室が設置されました。

1996(平成8)年には、「男女共同参画型社会の形成の促進に関する平成12(2000)年度までの国内行動計画」が策定されました。

1999(平成11)年6月には、「男女共同参画社会基本法」が成立し、翌年12月には、同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001(平成13)年に、内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う男女共同参画会議と、総合調整・推進をする男女共同参画局が設置され、施策の推進体制が強化されました。

同年、ドメスティック・バイオレンスから被害者の積極的な救済を図る「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」と呼びます。)が施行されました。

2004(平成16)年に、「DV防止法」は、配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充等を規定した一部が改正され、施行されました。

2005(平成17)年12月、国内外のさまざまな状況の変化に伴い、これまでの取り組みを評価・総括し、「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。その中で、重点事項として、政策・方針決定過程への女性への参画の拡大、女性のチャレンジ支援、男女雇用機会均等の推進、仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し、新たな分野への取組み、男女の性差に応じた的確な医療の推進、男性にとっての男女共同参画社会、男女平等を推進する教育・学習の充実、女性に対するあらゆる暴力の根絶、あらゆる分野において男女共同参画の視点にたって関連施策を立案・実施し、男女共同参画の実現を目指す、が挙げられています。

(2) 府の動き

大阪府は、1981（昭和 56）年に、第 1 期の「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を策定し、翌年には婦人政策室（現在の男女共同参画課）を設置しました。1986（昭和 61）年に、「女性の地位向上のための大阪府第 2 期行動計画」が策定されました。

1991（平成 3）年に、「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画～女と男のジャンププラン」が策定され、さらに 1997（平成 9）年には改定が行われました。

1994（平成 6）年には、女性の地位向上、活動の拠点施設として、大阪府女性総合センター（ドーンセンター）が開設されました。

2001（平成 13）年 4 月に、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画として、「おおさか男女共同参画プラン」が策定されました。

2002（平成 14）年 4 月に、男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が制定され、具体化のための施策が展開されています。

「おおさか男女共同参画プラン」が、2006（平成 18）年に、中間年度にあたることから、大阪府男女共同参画推進審議会より答申を受けて、一部改定が行われました。

(3) 市の動き

推進体制の整備と市民意識の把握・啓発

本市においては、各部課との連携を図るべく、1986（昭和 61）年に、企画課に連絡調整の窓口を設置しました。

1990（平成 2）年から“おんな&おとこフォーラム”を開催し、2000（平成 12）年に“男女共同参画フォーラム”と名称変更し、開催を続けています。

1991（平成 3）年には、男女平等感・性別役割分業意識等について市民の意識を把握するため、「女性問題についての市民意識調査」を実施しました。

1993（平成 5）年からは、啓発誌“Vivid びびっど”を発行するとともに、男女共同参画活動助成金制度を創設しました。

1995（平成 7）年には、女性政策係（現在の男女共同参画係）を新設するとともに、全庁的な組織である「女性施策推進本部」（現在の男女共同参画施策推進本部）を設置し、女性施策を推進する体制を整備しました。

「富田林市女性行動計画ウィズプラン」の策定と実施

1996（平成 8）年 3 月に、女性施策の推進に対する幅広い意見を求めるために設置した「富田林市女性問題懇談会」から、「女性政策の推進をめざす提言書」が提出されました。

それを受けて、翌年 3 月に、男女共同参画社会の実現をめざす「富田林市女性行

動計画ウィズプラン」を策定し、より具体的に推進していくために、3年ごとに実施計画を策定し、啓発事業など各施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

計画に基づき、2000（平成 12）年 9 月に、グループ・団体の自主活動や情報交換・交流のための活動拠点として女性交流室ウィズを開室し、ウィズネット（ウィズ登録グループ）による講座等を企画・実施しています。

男女共同参画計画の策定

1991（平成 3）年及び 1998（平成 10）年の調査以降の市民意識の変化や、女性に対する暴力に関する意識と現状の把握を行うため、2005（平成 17）年 7 月に市民意識調査を実施しました。

2006（平成 18）年 4 月に、富田林市女性行動計画推進懇談会（同年 4 月に廃止）から、2006（平成 18）年度で終了する「富田林市女性行動計画ウィズプラン」の後継となる、「次期（仮称）男女共同参画計画策定に向けた提言書」が提出されました。この提言を受け、2006（平成 18）年 6 月に富田林市男女共同参画推進懇談会を設置し、計画に向けた意見を聴取して、男女共同参画施策推進本部において検討の上、「富田林市男女共同参画計画」を策定しました。

男女共同参画社会形成に向けての課題

- 1 . 社会情勢の変化
- 2 . 富田林市の男女共同参画の現状
- 3 . 富田林市における男女共同参画社会形成に向けての課題

男女共同参画社会形成に向けての課題

1. 社会情勢の変化

(1) 男女の価値観やライフスタイルの変化

性別役割分業意識の変化

今日、女性の社会進出が進んだといわれていますが、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業意識を今だに5割弱の人は肯定しています。(内閣府「男女共同参画に関する世論調査」等より)

「家庭と仕事の両立」は、現状では主に女性に課せられていますが、21世紀においては、男性の働き方・生き方も見直し、性別役割分業意識から、男女ともに「職場・家庭・地域間のバランス」意識へと転換していくことが求められています。

女性の社会参画意識の向上と就労の促進

わが国の女性の労働力率は、子育て期の30歳代前半で低下するM字型カーブ³を描いていますが、以前に比べるとカーブの底は上がってきています。また、子育て期における就業希望者の割合は他の世代よりも高くなっています。

内閣府の「男女共同参画に関する世論調査」によると、女性が職業を持つことについては、男女ともに出産前後を通じて継続就業支持が次第に増え、平成16年時点の調査では最も高く、出産後に退職しても子どもが大きくなったら再就職という考え方を含め、男女ともに7割を超えています。

また、雇用の分野における男女の機会均等のさらなる推進を図るとともに、職場での間接差別や昇進・賃金格差等の解消を図り、セクシュアル・ハラスメントについての改善を図ることが求められています。

(2) 少子高齢化

わが国では、少子高齢化が進行し、人口減少時代に突入しました。将来にわたって活力ある経済・社会を構築していくため、男女がともに社会参加を図っていく環境づくりが必要となっています。

母親の就業状態に関わらず、家事・育児の負担は母親に偏っています。育児休業取得率は、女性が70.6%、男性0.56%です。しかし、出産半年後の女性の有職率

³M字型カーブ：日本の女性の年齢階級別労働力率の特色を表した言葉。多くの女性が結婚や出産・育児などで退職し、子育てが一段落してから再就職するため、グラフにするとM字型となります。最近では日本でもM字の谷は徐々に底上げされるとともに若年・中高年期の山も上がってきており、女性労働力率全体の伸びを示しています。スウェーデン・フランス・アメリカなどの労働力率のカーブは、ほぼ台形になってきています。

が 32.2%であることから、仕事を持っている女性全体からみた育児休業取得率はかなり低いものと推測されます。(厚生労働省「女性雇用管理基本調査」より)

厚生労働省が受給者台帳をもとに作成した資料によると、要介護者等の 70%以上は女性です。また、厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 16 年)によると、在宅の要介護者等と介護者の続柄をみると、配偶者、子の配偶者、子で 60%以上を占めており、女性は全体の 76.4%を占めています。

子育てや介護を担っている女性の負担を軽減し、女性の社会参加を促進できるように、子育て支援や介護の制度・サービスの充実とともに、地域による支援の活発化が必要となっています。

また、子育てや介護を行っていく中で、児童や高齢者への虐待も増加しており、その防止対策の充実が必要となっています。

(3) 情報化、国際化

メディアにおける男女共同参画

メディアを通じて、人権意識や男女共同参画の意義が広く理解される一方で、固定的な性別役割分業意識に基づく表現や、女性を性的な対象としてのみ扱ったり、女性に対する暴力を肯定するような表現も見受けられます。

メディアにおける提供情報の偏りの防止や、性・暴力表現の規制等、女性の人権を尊重した表現に取り組んでいくことが必要です。このため、新聞綱領、放送基準等の規範の策定や放送倫理・番組の向上のための機構の設置が行われています。また、新聞や放送等のメディアへの女性の参画は、重要な対応として期待されています。

情報通信機器の高度化の恩恵を十分に享受できていない男女に対し、利用機会の確保の向上が必要となっています。また、表現の受け手として情報を主体的に選択して読み解き、活用し、自ら発信する能力(メディア・リテラシー)が重要です。

地球環境問題や国際平和への貢献

近年、人・もの・情報の移動と交流が国境を越えて活発化しています。地球温暖化などの環境問題や、急増する人口問題、所得の地域間格差、民族や宗教等に起因する地域紛争の発生、大量の難民や貧困への救済等が大きな課題となっています。さらに、人権問題が国際的な課題となり、1995(平成 7)年からの「人権教育のための国連 10 年」を受けて、人権尊重の推進が高まっています。

環境保護や平和運動において果たす役割は、男女ともに重要であり、これからも、平等、開発、平和のために、男女の参画が不可欠となっています。

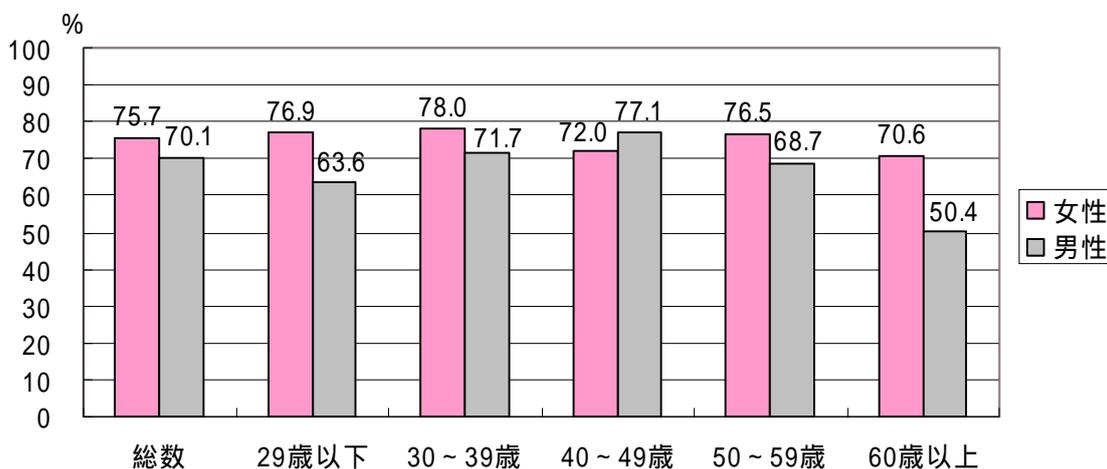
また、市民主体の国際交流を進めるとともに、外国人市民に対する各種施策の充実を通じて、多文化共生のまちづくりに取り組むことが求められています。

(4) 女性の性と生殖の健康・権利

妊産婦死亡率や乳児死亡率等の母子保健関係指標は低下しています。しかしながら、人工妊娠中絶件数の減少にも関わらず、若年層の割合が高まり、また、HIV感染者に若年層が多いこと、20歳代女性の喫煙率が20%を超えていること等、若い女性の健康問題は、深刻になっています。女性が自らの意思で考え行動し、心身の健康を享受できるようにすることが必要です。

また、女性に特有もしくは非常に多い疾病として子宮がんや乳がん等があり、早期発見が重要となっています。また、働く女性の仕事による疲労感は男性を上回っており、職場の人間関係(女性は男性の1.5倍の割合)や仕事への適正(女性は男性の1.3倍の割合)に強いストレスを感じています。さらに健康増進や生活習慣病予防のための対策の充実が求められています。

普段の仕事での身体の疲れを感じている人の割合



資料：厚生労働省「平成14年労働者健康状況調査の概況」より

(5) 女性に対する暴力の顕在化

ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為、人身取引等の女性に対するさまざまな形態の暴力が顕在化し、また性の商品化は今だに続いています。

これらの暴力や性の商品化は犯罪であり人権侵害であるとの認識を深め、女性の人権を尊重し、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための対応が必要となっています。

暴力を防止し、性の商品化をなくすとともに、関係機関が連携して被害者の保護と自立支援に取り組むことが必要となっています。また、加害者の更生による再犯防止への取り組みも重要な課題となっています。

2. 富田林市の男女共同参画の現状

市民意識調査結果や市の政策・方針決定への参画の状況等から、本市の男女共同参画の現状と課題を明らかにします。

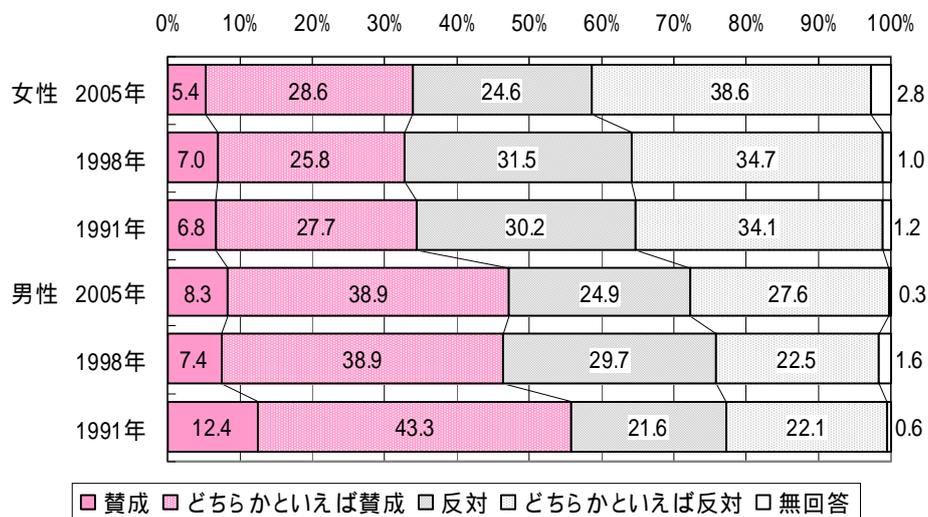
(1) 性別役割分業意識と男女平等感

性別役割分業意識

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」と性別によって役割を決めてしまう考え方に対して、2005（平成 17）年度調査では、1998（平成 10）年度調査よりも反対がわずかに減少していますが、1991（平成 3）年度調査以降、男女ともに反対が賛成を上回っています。また、女性は男性よりも反対の割合が多くなっています。年代間でみると、全体的には、年代が高くなるほど性別役割分業意識が根強いという傾向がみられます。

固定的な性別役割分業の意識

（「男は仕事、女は家庭」と、性別によって役割を決めてしまう考え方について）



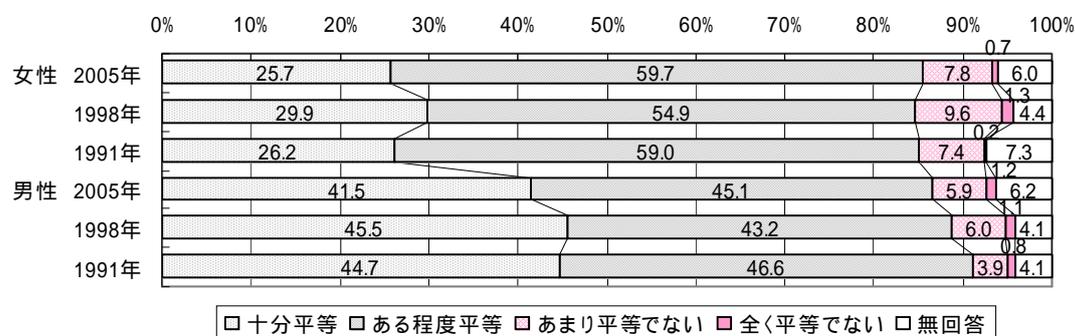
資料：1991（平成 3）年及び 1998（平成 10）年は「女性問題についての市民意識調査」、2005（平成 17）年は「男女共同参画に関する市民意識調査」

男女平等感

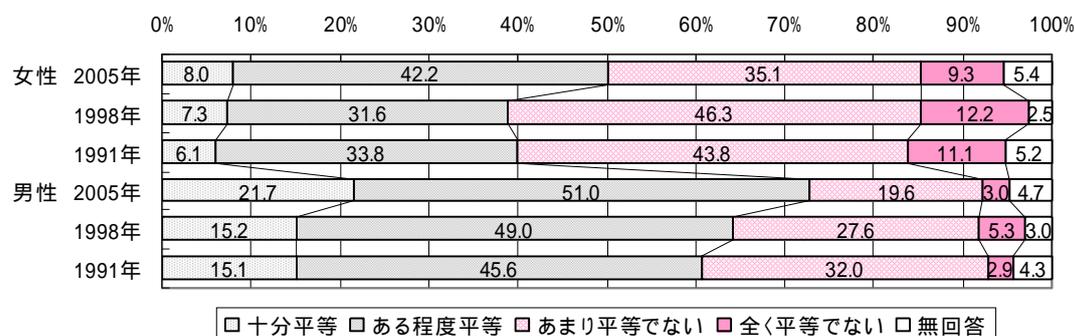
「男女共同参画に関する市民意識調査」(2005(平成17)年7月実施。以下、2005年調査と呼びます。)において、男女の平等感を聞きました。

すべての項目において男女の不平等感(「全く平等でない」と「あまり平等でない」を合わせた割合)が今だに感じられています。「学校教育」での平等感(「十分平等」と「ある程度平等」を合わせた割合)は最も高く、男女とも80%を超えています。しかしながら、他の項目においても男女平等感が高まりつつあるものの不平等感は依然として高く、とくに「社会のしきたりや慣習」や「会社や職場」での男女平等感は低く、またいずれの項目においても男女間でかなりの差があり、女性の方が不平等感が強くなっています。

学校教育での平等感

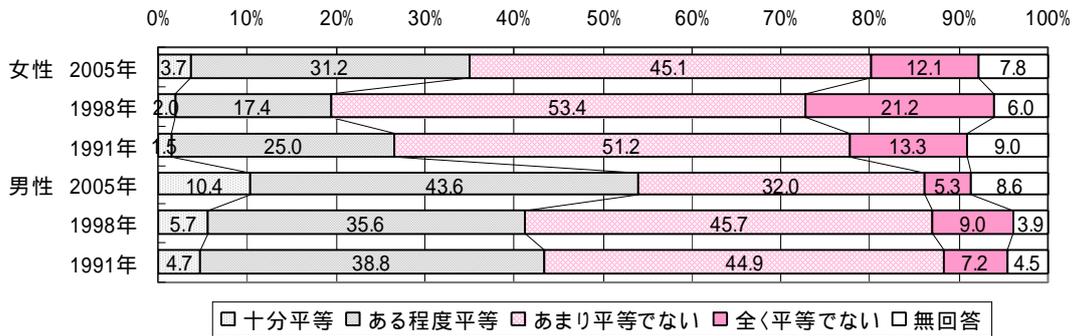


家庭生活での平等感

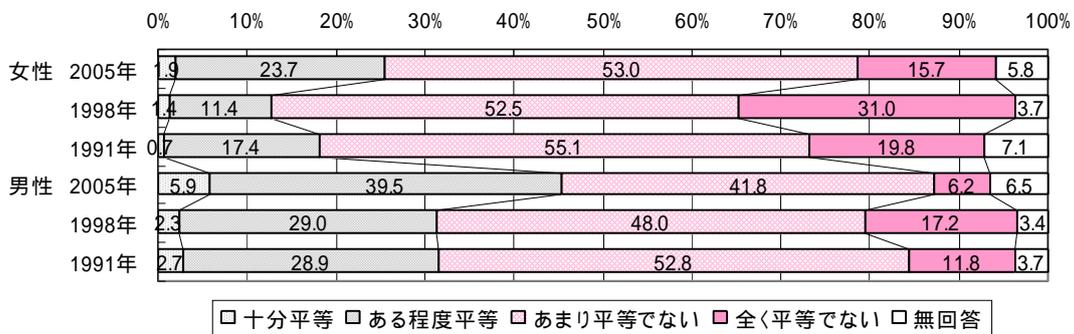


資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(2005(平成17)年7月実施)

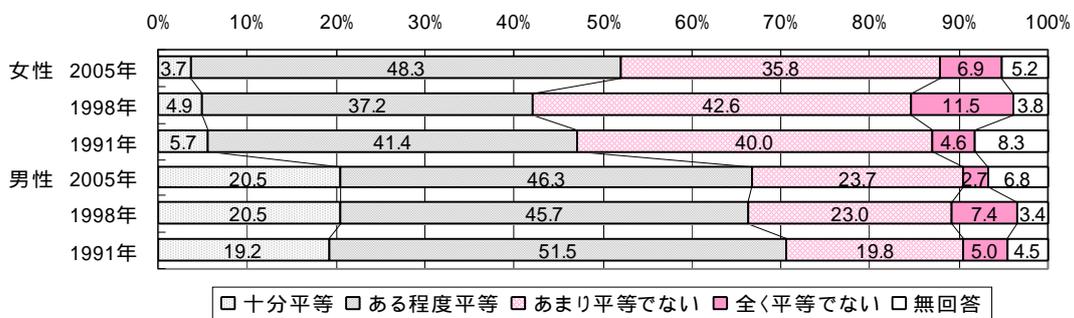
会社や職場での平等感



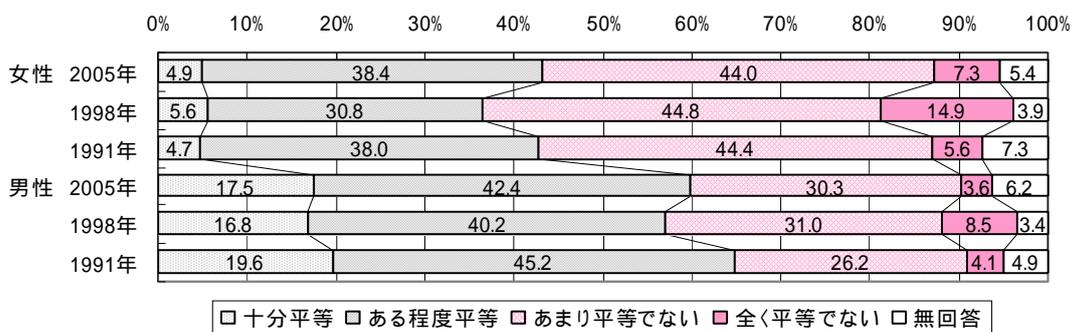
社会のしきたりや慣習での平等感



法律や制度での平等感



社会、政治活動への参加での平等感



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（2005（平成17）年7月実施）

(2) 市の政策や方針決定への参画

女性市議会議員の状況

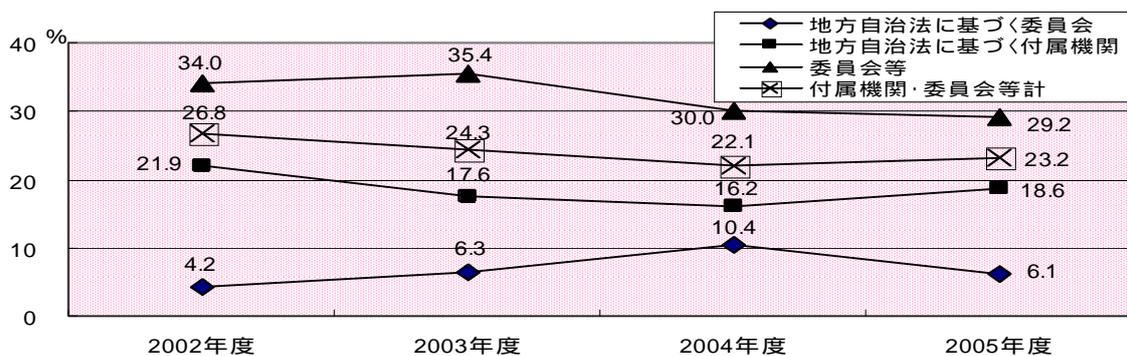
2004(平成16)年以降、議員の定数が22名に削減され、2007(平成19)年以降は、さらに20名に削減されます。2006(平成18)年度においては、女性市議会議員は4名で、全体の19%を占めています。

審議会等への女性の登用状況

審議会等への女性登用率で見ると、「委員会等」の女性登用率が最も高く30%程度で推移していますが、「地方自治法に基づく委員会」は10%弱、「地方自治法に基づく付属機関」は20%弱で、全体として20%強の割合で推移しています。

審議会等への女性の登用は、女性が1人以上登用されている審議会等の割合で見ると、全体として80%弱の割合で推移しています。

審議会等への女性登用率の推移

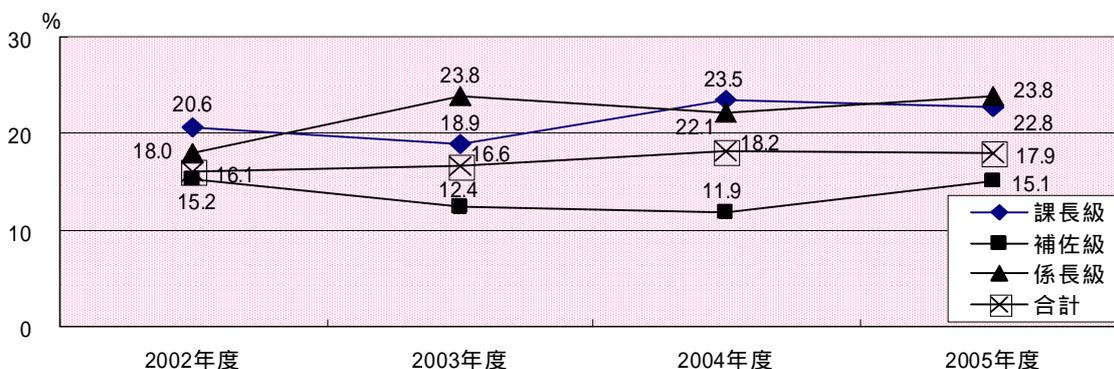


資料：ウィズプラン実績報告書

女性の管理職への登用状況

女性の管理職への登用は、部長級・次長級はゼロであり、それらを除いて、着実に増えつつあります。

女性の管理職への登用状況



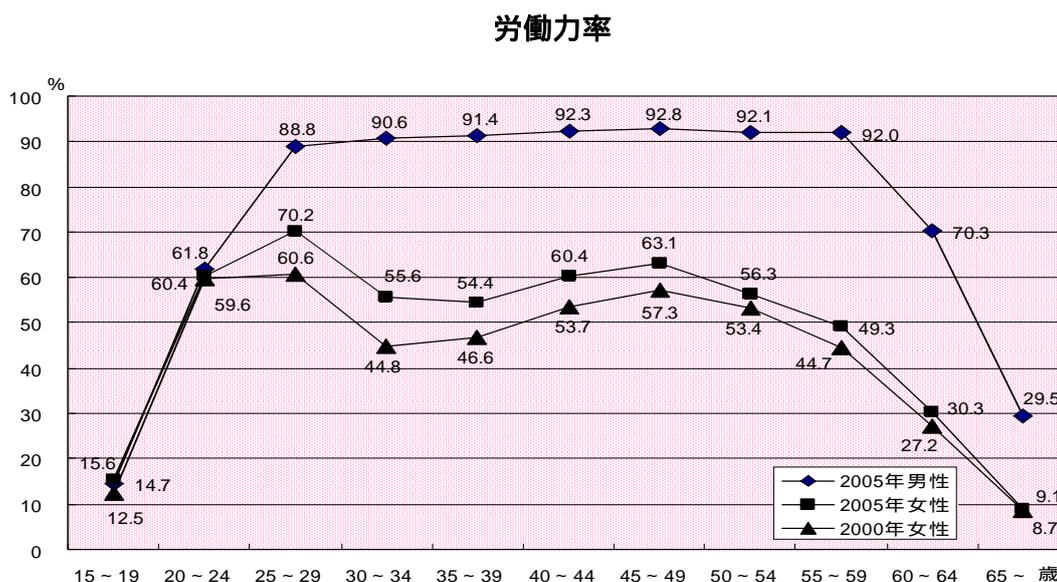
資料：ウィズプラン実績報告書

(3) 女性の就業状況と就業環境

国勢調査結果及び本市が実施した「女性と労働に関する市民意識調査」(2001(平成12)年7月実施)の結果により、本市における女性の就業状況をみました。

労働力率・就業率

国勢調査結果によると、年齢階級別にみると、M字型就業形態となっており、カーブの底は上がってきています。



資料：国勢調査(2000(平成12)年、2005(平成17)年)

就業形態

就業形態は、「正社員・正職員」及び「公務員・教師」を合わせたフルタイムは38.2%であり、「パート(短時間)」及び「パート(フルタイム)」を合わせたパートタイムは37.9%となっています。年齢層が上がるにつれ、パートタイムが増加する傾向にあります。

職場の男女平等

とくに男女間の不平等感が強いと考えられるのは、「雑用・補助業務は女性に偏っている」ことや「昇進・昇格は男女差がある」ことで肯定が否定を上回っています。

その他、「パートタイムから正社員に変わることができる」については否定が肯定を上回っていますが、「上司や男性社員は男女平等に理解がある」、「女性を育成・活用する雰囲気がある」、「仕事と家事・育児・介護の両立支援の雰囲気がある」、「セクシュアル・ハラスメントを許さない雰囲気がある」については、肯定が否定を上回っています。

仕事の悩みや不安

仕事の悩みや不安については、「賃金が安い」が31.1%、続いて「福利厚生が十分でない」が16.8%、「仕事がきつい」が16.8%、「勤め先の将来に不安がある」が16.6%などとなっています。

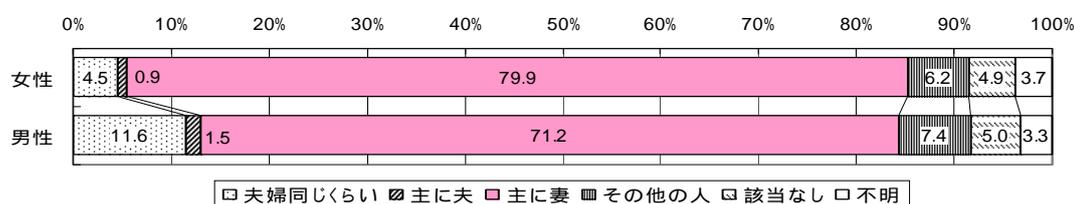
女性が職業を持つこと

女性が職業を持つことについては、「子育てを終えて、再び職業を持つ方がよい」が49.0%、「結婚や出産に関わらず、職業を持ち続けるほうがよい」が41.4%で、90.4%が肯定的です。

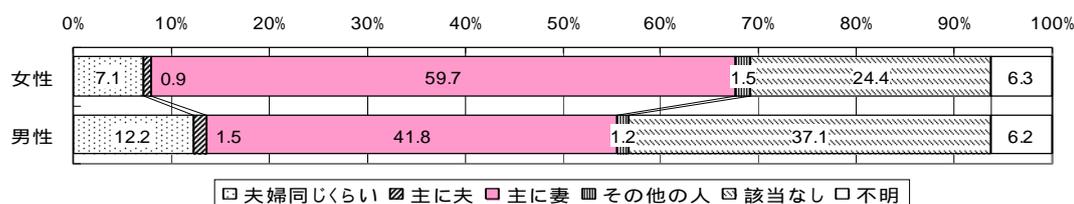
(4) 家庭内での役割分担

2005年調査において、炊事・掃除・洗濯等の家事、育児、子どもの教育・進路の決定、高齢者の病人の介護、日用品の買い物・日常家計管理、町会・自治会への参加等、家庭内での夫婦の担当の状況を聞きました。その結果、子どもの教育・進路の決定については「夫婦同じくらい」が多いのですが、その他の事柄については、「主に妻」が担当する割合が多く、家庭内の役割において、女性の負担が多くなっている実情がうかがえます。

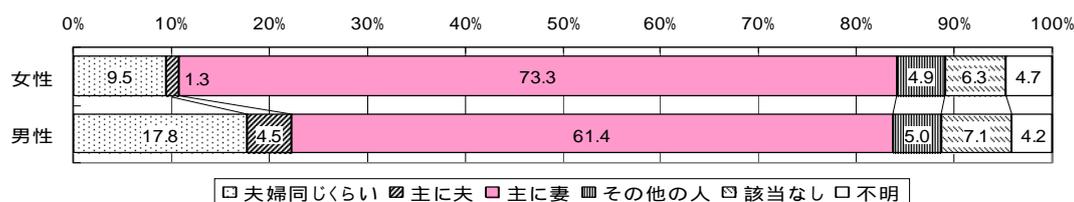
炊事・掃除・洗濯等の家事



育児



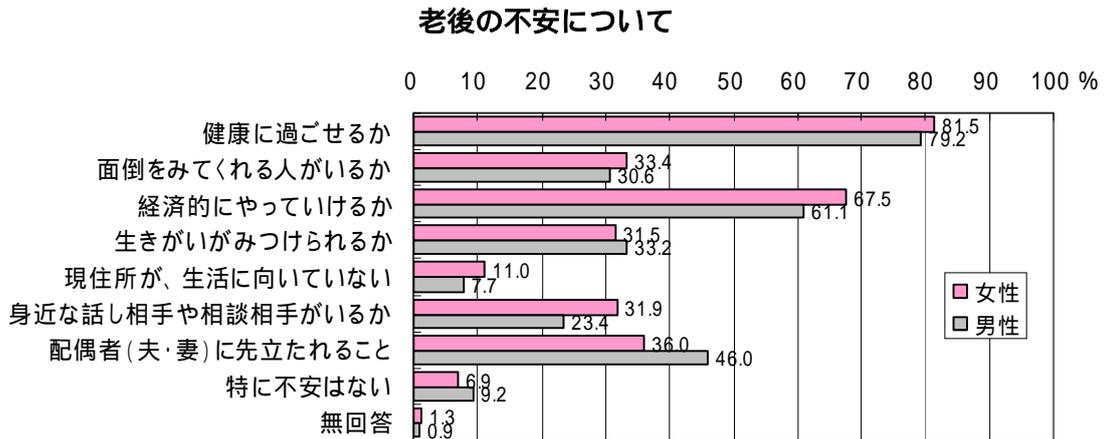
日用品の買い物・日常家計管理



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(2005(平成17)年7月実施)

(5) 老年期の生活について

2005年調査において、老後の不安について聞きました。その結果、男女とも、第一位は「健康に過ごせるか」、第二位は「経済的にやっていけるか」、第三位は「配偶者(夫・妻)に先立たれること」であり、続いて、女性は「面倒をみてくれる人がいるか」、男性は「生きがいをみつけられるか」などとなっています。男性は精神的・生活的な自立への不安、女性は経済的な不安がやや高いといえます。



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(2005(平成17)年7月実施)

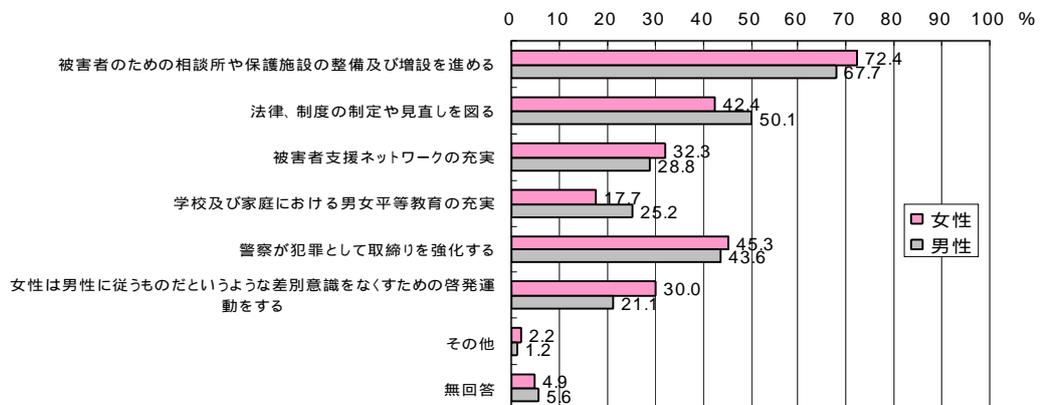
(6) 女性に対する暴力について

2005年調査において、女性に対する暴力について聞きました。

ドメスティック・バイオレンスについて、暴力を受けたり、行為を起こした経験のある人の割合は、女性で22.2%、男性で14.9%となっています。

ドメスティック・バイオレンスをなくすための方策について、「被害者のための相談所や保護施設の整備及び増設を進める」が72.4%で最も多く、「警察が犯罪として取締りを強化する」、「法律、制度の制定や見直しを図る」などと続いています。

ドメスティック・バイオレンスをなくすための方策

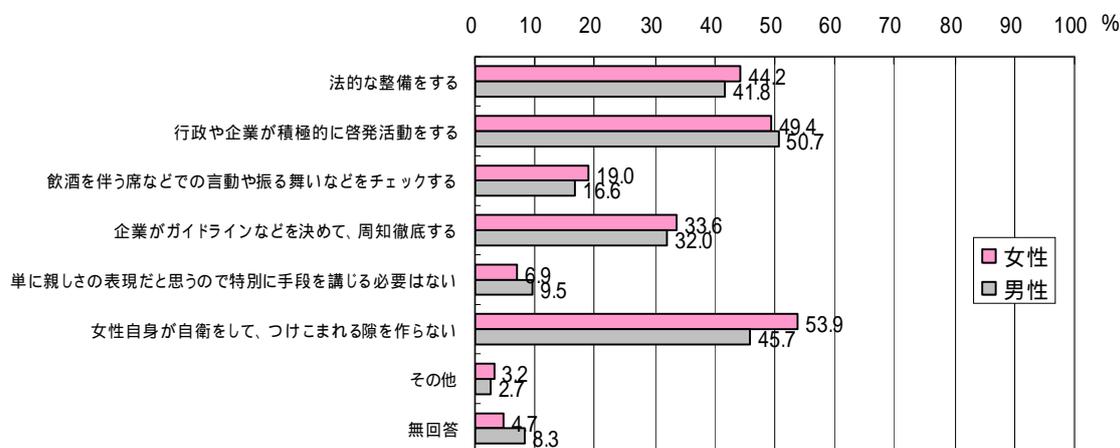


資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(2005(平成17)年7月実施)

セクシュアル・ハラスメントについて、いずれかの経験や見聞きのある人の割合は、女性で58.4%、男性で38.9%となっています。女性の場合は、「性的なジョークや卑猥なことを言われたことがある」が37.1%で最も多く、「飲酒の席で、横に座らされたり、身体にさわられたことがある」、「身体のことからかわれたことがある」などと続いています。

セクシュアル・ハラスメントをなくす有効策について、女性の場合、「女性自身が自衛をして、つけこまれる隙を作らない」が53.9%で最も多く、「行政や企業が積極的に啓発活動をする」、「法的な整備をする」などと続いています。

セクシュアル・ハラスメントをなくすための有効策について



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(2005(平成17)年7月実施)

(7) 男女平等社会を実現するための方策について

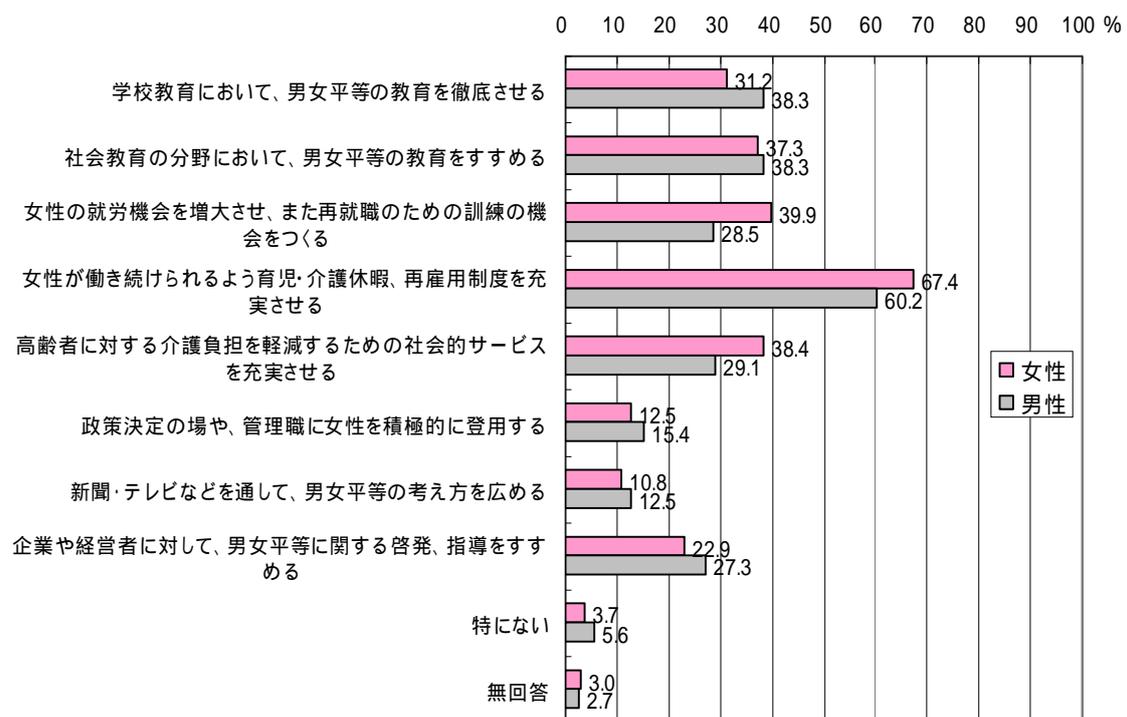
2005年調査において、男女平等社会の実現に必要な方策について聞きました。

その結果、男女ともに「女性が働き続けられるよう育児・介護休暇、再雇用制度を充実させる」が最も多く、女性で67.4%、男性で60.2%となっています。

続いて女性の場合は、「女性の就労機会を増大させ、また再就職のための訓練の機会をつくる」が39.9%、「高齢者に対する介護負担を軽減するための社会的サービスを充実させる」が38.4%などとなっています。

男性の場合は、「学校教育において、男女平等の教育を徹底させる」及び「社会教育の分野において、男女平等の教育をすすめる」がいずれも38.3%などとなっています。

男女平等社会を実現するための方策



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(2005(平成17)年7月実施)

3. 富田林市における男女共同参画社会形成に向けての課題

市民意識調査等の結果により、本市の男女共同参画を進めていくに当たっての課題は、次のとおりです。

男女平等意識の一層の向上と制度・慣行の見直し

男女間の不平等意識が根強く残っていることから、男女平等意識を向上させるための啓発や教育を一層推進し、また、「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分業意識を改革していくことが必要です。

さまざまな分野への男女の参画の促進

市政や方針決定への参画の促進

市が男女共同参画のモデルを示していくことが必要であり、市の女性職員の登用や職域拡大、育児支援等を図っていくことが必要です。

また、市民の市政参画意識を高めるとともに、各種審議会・委員会への女性参画を一層進めていくことが必要です。パブリックコメントなどで直接に市民の意見を求める取り組みについても拡充していくことが重要です。

さらに、企業や団体等の事業者においても、方針決定における女性の参画を積極的に促進していくことが必要です。

地域への参画の促進

地域を活性化していくために、まちづくりや市民活動への男女の参画を促進し、活動の支援やネットワークづくりを進めていくことが必要です。

また、国際的な人権尊重や平和運動の動きとも連動し、国際交流や、多文化共生のまちづくりのために外国人市民への支援についても充実していく必要があります。

女性の就労促進・チャレンジのための支援

女性が就労を通じて積極的に社会参画を果たしていくためには、就業意識を高めるとともに、就労相談や職業訓練の充実を図っていくことが必要です。また、新たに起業を望む女性に対する支援の充実も必要です。

職場においては、雇用や昇進・昇給等の労働条件における男女平等を一層推進していくことが必要です。

仕事と家庭生活の両立支援

男女がともに仕事と家庭を両立していくためには、事業者の男女共同参画への理解と両立支援への取り組みが必要です。

また、男性の意識を改革していくために、男性の家事・育児・介護等家庭生活への参画を啓発し、支援していくことが必要です。

妻（女性）の負担になりがちな育児、介護等への支援を充実し、女性が就労などを通じて社会参画を促進していく必要があります。

参画と自立への支援

高齢者や障害者の介護の充実と自立への支援

高齢者や障害者の自立を支援し、社会参加を促進していくことが大切です。また、介護が女性に集中している実態があります。このため、介護支援の充実を図るとともに、年金加入の啓発や就労支援等を通じて経済的自立への支援を図ることが必要です。

生涯を通じた健康の保持増進

性の尊重についての啓発を進めるとともに、高齢期においてもいきいきと元気に社会参加できるよう、生涯を通じた健康の保持増進が大切です。とくに、出産・育児への支援、女性特有の健康問題等への対応が重要です。

女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は犯罪であり、人権侵害であるとの認識を深め、根絶しなければなりません。関係機関と連携して、暴力の防止と被害者の早期の保護と自立支援のためのしくみの充実が必要です。

計画の概要

- 1 . 性格
- 2 . 目標
- 3 . 視点
- 4 . 期間

計画の概要

1. 性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」を勘案した計画であり、本市の男女共同参画社会実現に向けた施策の基本的方向とその推進の方策を総合的に明らかにし、「富田林市女性行動計画ウィズプラン」の後継となる計画です。

また、本市のあらゆる施策の指針となる、「第4次富田林市総合計画」と整合性をもちます。

2. 目標

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざすものです。男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会です。

3. 視点

（1）男女の人権尊重と性差別の撤廃

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な扱いを受けず、男女が個人として能力を十分に発揮する機会を確保します。

（2）固定的な性別役割分業意識の解消

社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分業など、男女の社会活動に影響を与えていることから、個人の意思が尊重され、自由な活動ができるよう配慮します。

（3）女性の政策・社会参画の促進

男女が、社会の対等な構成員として、市の施策や企業活動・地域活動における方針の立案及び決定の場に、積極的に参画する機会が確保されるよう働きかけ、就労における男女平等を推進するとともに、再チャレンジや起業への支援をしていきます。

さらに、高齢者や障害者が自立し、生きがいのある人生を送ることができるよう支援します。

(4) 福祉社会づくりと国際平和への貢献

男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、仕事（職業生活）と家庭・地域生活が両立できるよう支援します。

また、妊娠・出産、その他生涯を通して健康の保持増進を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力を根絶します。

さらに、国際社会における交流や協力を促進するとともに、多文化共生のまちづくりを推進し、平和に貢献します。

4. 期間

本計画の期間は、2007（平成 19）年度から 2016（平成 28）年度の 10 年間とします。

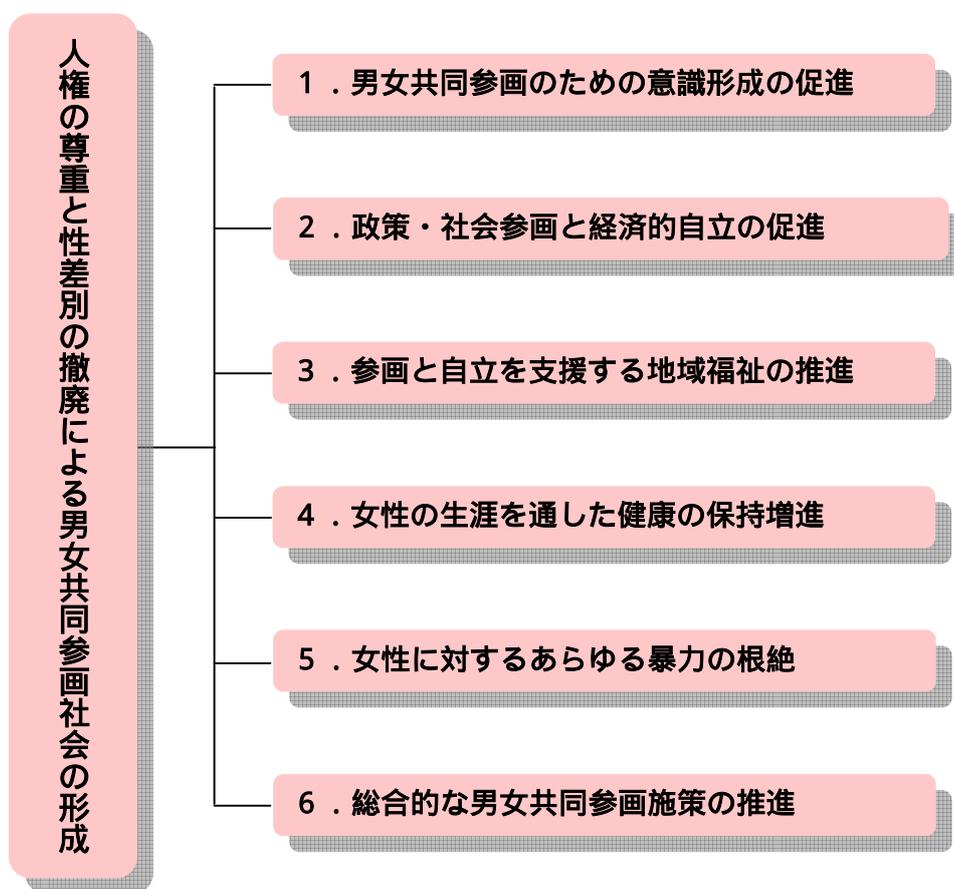
施策の展開

- 1 . 6 つの重点目標
- 2 . 施策の体系
- 3 . 重点目標と主要施策

施策の展開

1. 6つの重点目標

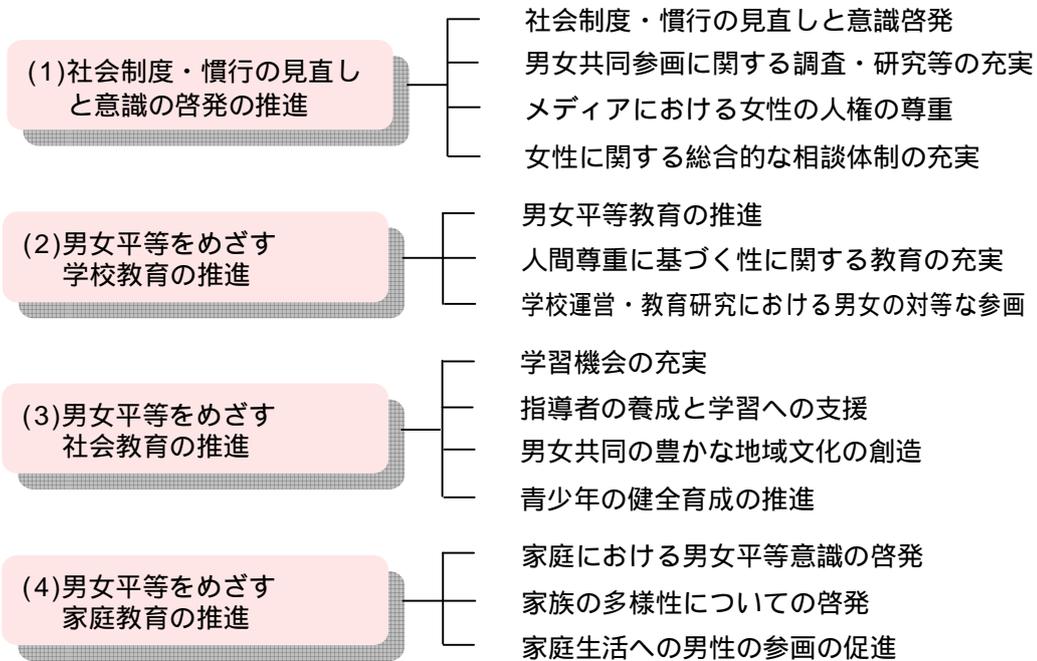
「人権の尊重と性差別の撤廃による男女共同参画社会の形成」の基本理念のもと、次の6つの重点目標を掲げ、男女共同参画社会の実現をめざします。



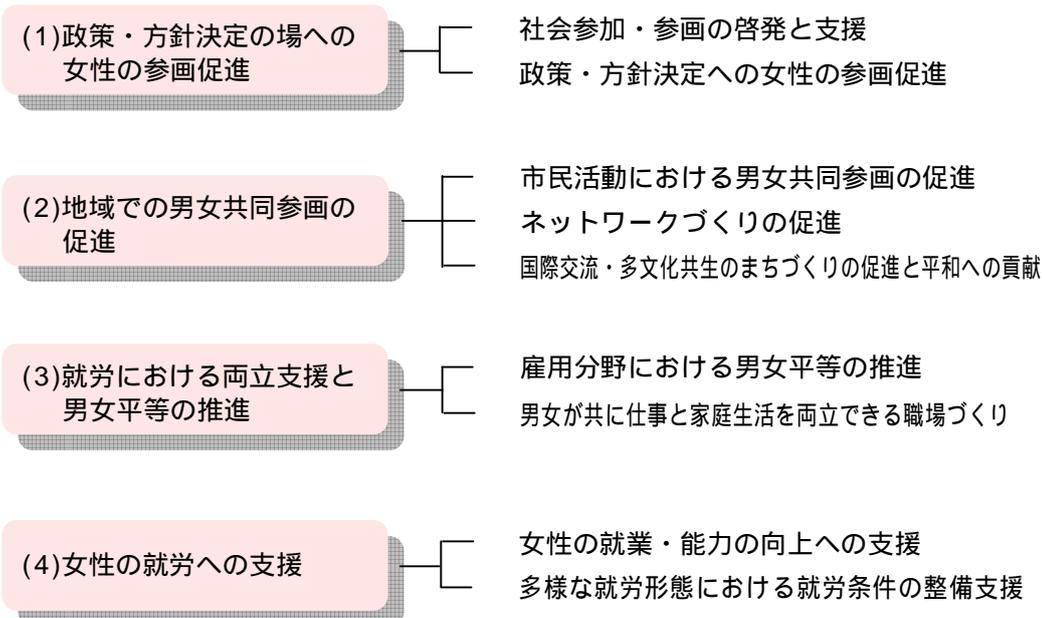
2. 施策の体系

6つの重点目標と主要施策のもとに、下記の男女共同参画の施策を推進します。

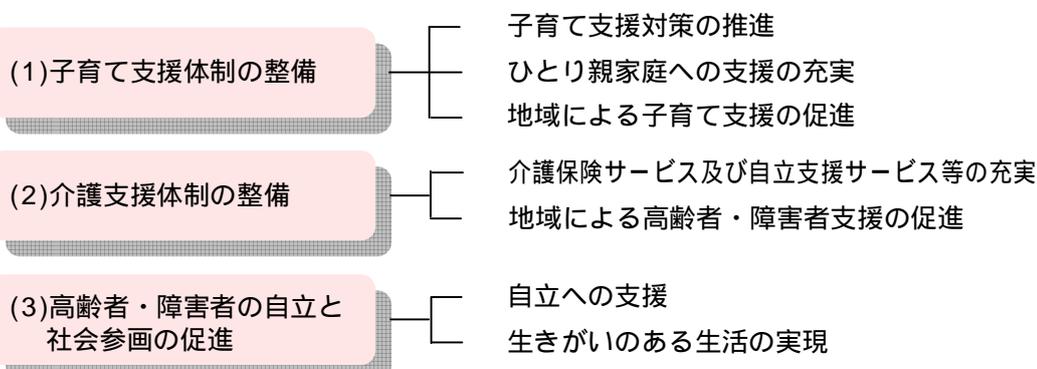
1. 男女共同参画のための意識形成の促進



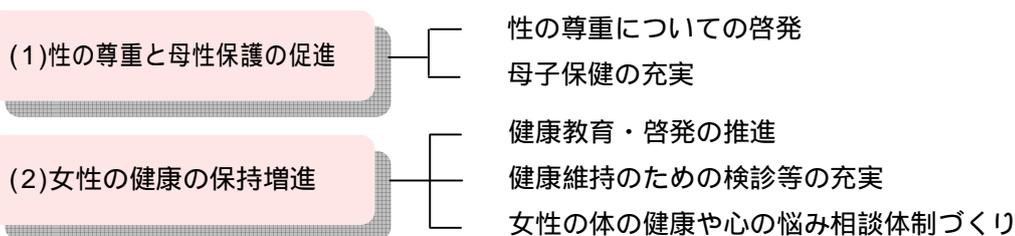
2. 政策・社会参画と経済的自立の促進



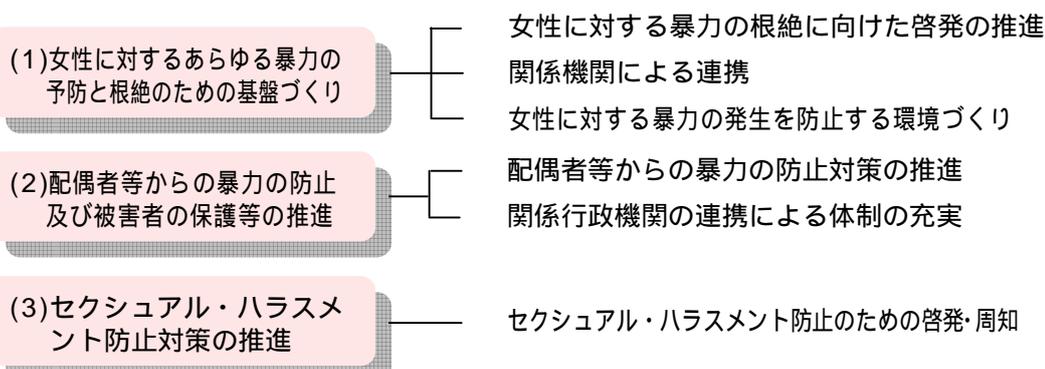
3. 参画と自立を支援する地域福祉の推進



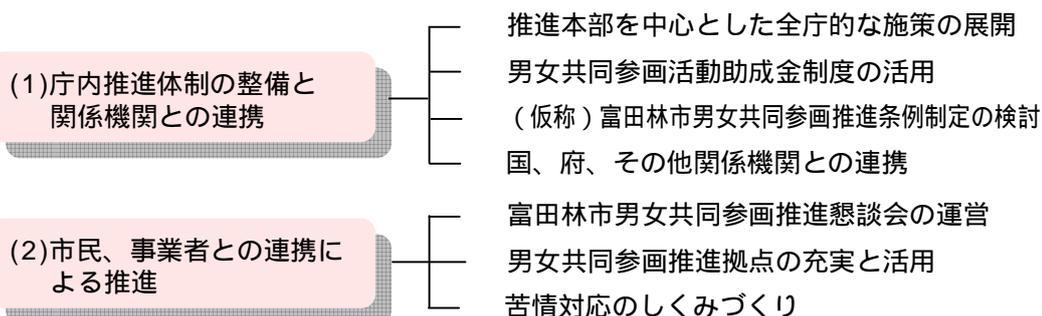
4. 女性の生涯を通じた健康の保持増進



5. 女性に対するあらゆる暴力の根絶



6. 総合的な男女共同参画施策の推進



3. 重点目標と主要施策

1. 男女共同参画のための意識形成の促進

男女の固定的な役割分業を前提とした社会制度・慣行が、市民の意識に影響を与えています。性別による固定的な決めつけを廃して、「日本国憲法」がめざす個人としての尊厳が重んじられることが大切です。男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画の視点に立って社会制度・慣行の見直しが行われることが必要です。

また、男女がともに個性や能力を発揮するためには、性別に基づく固定的な役割分業意識にとらわれず、互いの人権を尊重した男女平等観を促進する必要があります。

学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割や、生涯学習の充実がきわめて重要な意義をもつことになり、一人ひとりが男女共同参画についての正しい認識や自立の意識を有することが不可欠です。

また、メディアにおける、女性の人権を侵すような、配慮を欠いた表現や取り扱いの防止が必要です。

(1) 社会制度・慣行の見直しと意識の啓発の推進

男女不平等な社会制度・慣行を見直し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるために、男性の地域・家庭等への参画を重視し、広報・啓発活動を積極的に展開します。

メディアが自主的に人権を尊重した表現や固定的な性別役割分業にとらわれることのない表現を行っているかを注意深く観察し、また、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力(メディア・リテラシー)向上のための支援を行います。

社会制度・慣行の見直しと意識啓発

女性に対する差別・偏見を解消して、固定的な役割分業を前提とした社会制度・慣行を見直し、男女平等の理念に基づく男女共同参画への意識の改革が必要です。

このため、広報紙や啓発誌、ホームページ等を通じて男女平等の啓発を推進するとともに、男女平等をめざす学習機会の提供や幅広い市民参画による事業の開催を図ります。

男女共同参画に関する調査・研究等の充実

男女共同参画の意識の改革を進めるにあたって、その課題を抽出し、また市民への男女共同参画に関する情報提供が必要です。

このため、市民意識調査を定期的を実施し、男女共同参画の意識や実態を把握し課題を明らかにします。また、広く市民への男女共同参画に関する国・府・他市町村等の情報の収集・提供に努めるとともに、男女共同参画関連の図書・情報ライブラリーの整備・充実を図ります。

メディアにおける女性の人権の尊重

各種メディアにおける女性の人権を損なうような表現や過度の性的な表現、性別役割分業を助長するような表現は、女性に対する差別・偏見につながります。

このため、性の商品化や公的な発行物の中の性別役割分業を助長する内容について点検するとともに、市民からの通報があった場合は、是正に努めます。また、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力(メディア・リテラシー)向上のための支援を行います。

女性に関する総合的な相談体制の充実

女性が抱えるさまざまな悩みを解消し、自立していくためにエンパワーメント⁴の視点で支援が必要です。

このため、女性が気軽に悩みを相談できる事業の充実を図り、心理的な支援や女性特有の健康問題への対応を含めた総合的な相談体制の充実を図ります。

⁴ エンパワーメント：1995（平成7）年9月北京で開催された第4回世界女性会議のキーワードの一つで、「力をつける」という意味です。国連女性開発基金事務局長ノイリーン・ヘイザさんは、自分自身の価値を認める意識、選択を決める権利、家庭の内外での自分自身の生活をコントロールする能力、社会改革の方向に影響を与え、国内・国際的に公正な社会経済秩序を創造する能力と、定義しています。

(2) 男女平等をめざす学校教育の推進

学校教育においては、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努め、その発達段階に応じた性教育、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さ等について、指導の充実を図ります。

また、比較的小さい時から、自分の心と体を守ることの大切さや、お互いの性を正しく理解することが必要です。

これらの教育に携わる者の、男女共同参画の理念についての正確な理解を促進します。

男女平等教育の推進

個人の尊厳や男女平等の教育は、若年期から学校での集団生活を通じて推進することが大切です。

このため、男女平等の視点に立って学校・幼稚園・保育所内での指導方法を研究し、すべての教科・領域における男女平等教育を推進します。また、教材・教科書の選択を行い、資料等の活用などに努めるとともに、教育課程の検討など学校教育活動全般についての男女共同参画の一層の推進を図ります。さらに、一人ひとりの個性と能力をふまえた男女平等の視点に立った進路指導や職業選択について教育指導を充実します。

人間尊重に基づく性に関する教育の充実

性に関する教育は、男女の性や生殖にかかわる機能だけでなく、人間尊重の精神に基づいて行われることが大切です。また、子どもを産み育てることの尊さの啓発が重要です。

このため、性の尊重に基づき、思春期における保健対策や性教育の充実に努めるとともに、性別によって異なる健康問題についての理解の促進と支援を行います。また、望まない妊娠や性感染防止のための知識の普及・啓発に努めます。

学校運営・教育研究における男女の対等な参画

男女平等教育の推進を担う教職員の育成が必要です。

このため、男女共同参画について教職員の研修を拡充するとともに、男女の教職員が対等に活躍できるような職場の環境づくりに努め、また女性教職員のリーダーや管理職への育成を図ります。また、学校園内でのセクシュアル・ハラスメントを防止するための体制整備を進めます。

(3) 男女平等をめざす社会教育の推進

社会教育においては、男女が生涯を通じて、個人の人権と男女平等意識を高めるような学習機会の提供を行います。

一方、女性のエンパワーメントに寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会や、社会参画促進のための施策の一層の充実を図ります。

学習機会の充実

生涯にわたる個人の人権尊重と男女平等の教育を進めるとともに、女性の自立のためにエンパワーメントを図る必要があります。

このため、人権尊重や男女平等、男女共同参画についての啓発や学習機会の提供を充実するとともに、関連情報の提供の充実を図ります。

指導者の養成と学習への支援

男女共同参画を推進するうえで、人材の育成は不可欠です。

このため、男女共同参画の推進を担うリーダーの育成を図るとともに、自主活動を支援する男女共同参画活動助成金制度の広報を充実し、活用を促進します。

男女共同の豊かな地域文化の創造

地域社会における男女平等の文化の創造が必要です。

このため、男女平等の視点に立って地域社会の慣習やしきたり、伝統行事における男女の役割の固定化の見直しを図るとともに、男女の対等な関係を基盤とした新しい豊かな地域文化の創造に努めます。

青少年の健全育成の推進

次代を担う青少年の個人の人権と男女平等を視点にした健全育成を図る必要があります。

このため、青少年期において人権尊重と男女平等を視点にしたジュニアリーダーの育成や放課後子ども教室などの社会教育を、関係機関と協力しながら推進します。また、有害図書等の調査を行うとともに、正しい性情報の提供に努めます。喫煙や援助交際等の害悪に対する啓発を関係機関と協力しながら進めます。

(4) 男女平等をめざす家庭教育の推進

家庭生活を充実したものにするために、男女の平等意識を高めるための啓発や学習機会の提供を行います。

子育ては女性だけではなく、男性にとっても大きな課題です。関係機関が連携し、育児に父親が参加できる体制を整備するとともに、父親も、母親を通してではなく、気軽に相談できる窓口の整備について検討します。

また、職場と家庭の両立には、身近な配偶者の理解が必要であり、お互いよき相談相手となれるよう、家庭内における男女平等意識の啓発を推進します。

家庭における男女平等意識の啓発

人間形成の基礎を築く家庭において、男女平等の教育を促進し、家庭が人間性の維持・回復や次の世代を育成する場役割を果たせるような場であることが大切です。

このため、家庭における男女両性による家庭責任の確立や、子どもに対する期待感や教育方針における男女平等をめざした啓発や学習機会・関連情報の提供を図ります。とくに不在でありがちな父親の家庭教育への参画を促進します。

家族の多様性についての啓発

社会には多様な家族形態があり、それぞれの生活に対する差別・偏見もあります。また家父長制的な「家」意識や慣習・しきたりが今だに残っています。

このため、多様な家族形態への理解を深め、差別や偏見を解消するための啓発を推進するとともに、「家」意識や慣習・しきたりの見直しについての啓発を推進します。

家庭生活への男性の参画の促進

女性に集中しがちな家事・育児・介護等家庭生活における男女の協力を推進するため、男性の意識改革と男性が家庭生活に参画できるような能力づくりが必要です。

このため、家庭での男性の参画を促す啓発や学習会を開催するとともに、男性の家事・育児・介護等の能力養成のための講座や情報提供を行います。また、家事・育児・介護等で男性が気軽に相談できる窓口の設置を図ります。

2. 政策・社会参画と経済的自立の促進

男女共同参画社会の形成にあたっては、女性の政策・方針決定の場への参画がきわめて重要です。

男女があらゆる活動に参画するために、職場・家庭・地域間でのバランスのとれた環境整備が必要であり、地域社会を活性化させます。

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

市の審議会等の政策・方針決定の場での女性の参画を促進するため、女性枠や一定割合以上の参画を促す数値目標の設定など、ポジティブ・アクション⁵の促進を図ります。特に市の管理職職員への積極的な登用を図っていきます。

社会参加・参画の啓発と支援

女性の視点をふまえたまちづくりを進めていくためには、女性の社会参加・参画意識の高揚と促進が必要です。

このため、まちづくりやPTA・NPO・ボランティア等による地域活動への方針決定の場への女性の参画を啓発するとともに、女性リーダーの育成を図ります。

政策・方針決定への女性の参画促進

政策・方針などの立案、討議、決定等の過程において男女の均衡を図ることが必要です。

このため、市政の積極的な情報公開を進め、パブリックコメント⁶の拡充を図るとともに、各種審議会や委員会への女性の参画の充実を図ります。女性職員の管理職登用を含め女性人材の育成を図ります。これらへの女性参画を着実に進めるため、数値目標を設定します。

また、企業・団体等事業者への方針決定における女性参画の啓発や情報提供を行います。

⁵ ポジティブ・アクション：「積極的改善措置」のことで、さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

⁶ パブリックコメント：市の基本的な政策等の策定過程において、素案の段階で広く公表し、市民等からの意見、情報及び専門的な知識（以下「意見」等と呼びます。）を求め、提出された意見等に対する本市の考え方を明らかにするとともに、意見等を考慮して本市としての意思決定を行う一連の手続きをいいます。

(2) 地域での男女共同参画の促進

地域社会への男女の積極的な参画を図るため、市民活動を行うボランティアやNPO等の活性化が必要です。そのため、職場・家庭・地域生活が両立できる環境づくりを進めます。特に男性に対しては、従来の職場中心の意識・ライフスタイルから、職場・家庭・地域でのバランスの取れた参加意識とライフスタイルへの転換を図るよう啓発を推進します。

市民活動における男女共同参画の促進

まちづくりは市民による主体的・自主的な取り組みが大切です。

このため、男女共同参画活動助成金制度⁷を活用し、団体やグループへの支援を図るとともに、相談や情報提供を通じて、市民によるまちづくりの企画や取り組みへの支援を行います。

福祉については、ソーシャル・インクルージョン⁸の考え方を基本とし、高齢者をはじめ、子どもや障害者を含めた援助を必要とする方のための地域活動を促進します。

防犯については、女性や子ども等の安全を守るため、パトロールなどの活動を促進します。

防災については、男女のニーズの相違をふまえて、とくに女性の視点を重視した取り組みを促進します。

環境については、保全に高い関心のある女性の知識や経験が生かされるよう、男女の参画を進めます。

これらの活動へ参画する男女の担い手の育成を支援します。

ネットワークづくりの促進

男女共同参画のまちづくりの活性化のため、自主的な学習・文化・スポーツ・ボランティア等の活動の育成を図るとともに、NPOとの協働を進めていくことが重要です。

このため、まちづくりにおける人材育成のための講座や研修を充実するとともに、活動団体の交流の促進を図り、情報交換の場を創出することによって、協働のためのネットワークづくりを進めます。

⁷男女共同参画活動助成金制度：本市が男女共同参画に対する意識の高揚と指導者の養成を目的に、市民が、国や自治体等が主催する講演会や講座等に参加した場合の参加費の一部や、グループ活動助成金として、男女共同参画に関する学習や啓発等の事業に対し定められた額を助成する制度のことです。

⁸ソーシャル・インクルージョン：差別や偏見等によって地域社会から排除された人々を再び地域に包み込むように迎え入れることを意味します。地域では、今日的な「つながり」の再構築が必要であり、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあうための社会福祉を模索する必要があります。

国際交流・多文化共生のまちづくりの促進と平和への貢献

男女共同参画への取り組みは、国際的な動きとも連動しています。

このため、世界の人権に関する動向の情報を収集し、市民や関係団体等への提供を行い、国際的な人権意識を高めます。また、姉妹都市などとの交流や外国人市民との交流・親睦を深めるための活動を促進します。さらに、外国籍の女性が抱えるさまざまな悩みの相談の充実を図ります。国籍を問わず、すべての人々が平和な暮らしが実現できるよう、非核平和都市宣言の趣旨にのっとり、平和教育の推進を図ります。

(3) 就労における両立支援と男女平等の推進

男女の労働者が、「男女雇用機会均等法」の基本理念にのっとり、性別にかかわらず、充実した職業生活ができ、公正・公平で透明な評価制度を確立し、職務や個人の能力に基づく雇用管理の実現を図ります。また、長時間労働を余儀なくされている男性に対する配慮も行うよう、事業主に働きかけます。出産や高齢者の介護に伴う男女の育児・介護休業取得を促進するとともに、職場復帰したときの従前の雇用条件の維持・確保など、家事・育児・介護等の家庭生活への理解を図るための啓発を推進します。

雇用分野における男女平等の推進

雇用分野での男女の対等な参画を進めるためには、就職や職場における男女の不平等を解消しなければなりません。

このため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の関係法令の周知に努めるとともに、その遵守について事業主に啓発し、募集・採用・配置・昇進・昇給等での差別や、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害による不当な扱いの解消を推進します。また、事業主に対し、女性の採用及び管理職への登用におけるポジティブ・アクションの促進とともに、男性の長時間労働に対する見直しを啓発します。さらに、労働相談への女性の利用の促進を啓発します。

男女が共に仕事と家庭生活を両立できる職場づくり

仕事を継続したい女性の意思を尊重し、男女が共に継続して就労できるような職場づくりが必要です。

このため、仕事と家事・育児・介護等の家庭生活が両立できるような職場づくりへの啓発を進めるとともに、法を上回る基準の育児・介護休業取得促進や短時間勤

務制度、託児施設の確保等を図るファミリー・フレンドリー企業⁹づくりについての情報提供を図ります。

(4) 女性の就労への支援

女性が仕事を通じて継続的に社会参画していけるよう、就業意識や能力の向上や、また子育て後に再就職しやすくするための再チャレンジの支援、新たな起業への支援を行います。

女性の就労形態の多様化に対応し、それぞれの就労条件の整備支援を行います。

女性の就業・能力の向上への支援

女性が男性と対等に、仕事を通じて社会参画をしていくためには、職業選択意識を啓発するとともに、女性の就業意欲への周囲の理解と能力の向上への支援が必要です。

このため、結婚や出産により職業生活の中断を余儀なくされた女性に対し、再チャレンジ支援や、能力開発のための職業講座等の情報提供を行います。また、就業を希望する女性に対する周囲の理解を促進するための啓発を行います。さらに、女性起業家への支援のための情報提供の充実を図ります。

多様な就労形態における就労条件の整備支援

女性の就労形態は多様化しており、それぞれが抱える問題も多種多様になっています。

このため、パートタイム、派遣、在宅勤務等、女性のさまざまな就労形態の多様化に応じた情報提供や相談体制の充実を図るとともに、事業主に対する関係法令の遵守と就業条件整備への啓発を図ります。また、自営業や農業に従事する女性の就業状況の環境整備に向けた取り組みを啓発し、自主的な活動への参加を支援するとともに、学習機会の提供により経営への参画支援に努めます。

⁹ ファミリー・フレンドリー企業：仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業をいいます。厚生労働省では、その取り組みを讃え、広く国民に周知して、家族的責任を有する労働者がその能力や経験を活かすことのできる環境の整備に資することを目的に「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を行っています。

3. 参画と自立を支援する地域福祉の推進

子育てや介護の負担は、現実に女性に偏っており、児童福祉の充実や社会全体で支える介護体制の整備が必要です。

また、高齢者や障害のある男女がいきいきと安心して暮らせるよう、これらの方への理解の促進を図るとともに、経済的自立への支援や社会参画の機会の拡大を図ります。

(1) 子育て支援体制の整備

男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができるよう、育児を行う者が働きやすい環境づくりを進めます。

そのためには、多様なライフスタイルに対応した支援策として、保育サービスの整備や子育ての相談等の充実と周知を図ります。また、母子家庭・父子家庭のさらなる育児支援を行います。さらに、地域ボランティアやNPOによる子育て支援事業を進めます。関係機関と連携して、児童虐待の防止に努めます。

子育て支援対策の推進

子どもを安心して産み育てるための環境や、また子どもを育てながら社会参画したいと思う女性への支援が必要です。

このため、保護者の多様なニーズに対応し、保育施設や保育内容等保育サービスの充実と周知を図るとともに、保護者が昼間、家庭にいない児童のために放課後児童クラブの充実を図ります。また、地域ぐるみの子育ての推進をめざし、育児相談や行事への参加等を通じて、家庭における子育てに対する支援の充実を図ります。子どもの虐待を防止するため、関係機関が連携して啓発を行うとともに、早期発見・早期対応・回復支援に努めます。

ひとり親家庭への支援の充実

母子・父子家庭等ひとり親家庭に対する支援の充実が必要です。

このため、ひとり親家庭に対する相談体制の整備と自立のための支援制度の充実や、母子家庭の母親の就労機会の拡大等の福祉施策の充実を図ります。また、ひとり親家庭に対するさまざまな不利益や差別、偏見を解消する啓発に努めます。

地域による子育て支援の促進

地域による子育て支援も重要です。

このため、地域住民が地域に開かれた子育てに関する支援活動に関わることができるように、多世代の交流の促進を図るとともに、子育てを支援するグループや団体による活動を支援する制度の整備を図ります。

(2) 介護支援体制の整備

高齢者や認知症の方の介護においては、女性に負担を集中させることなく、社会全体で支えるしくみとして創設された介護保険制度のもと、介護サービス基盤の質・量の両面にわたる整備を進め、高齢者や認知症の方が安心して暮らせる介護環境の推進を図ります。

また、障害者の介護においては、障害者自立支援法に基づくサービスの充実を図ります。

さらに、地域ボランティアやNPOによる高齢者・障害者への支援を促進します。

介護保険サービス及び自立支援サービス等の充実

高齢者や障害者の自立を支援するため、また主に女性が介護の負担を担っていることをかんがみ、介護体制や生活支援の充実が必要です。

このため、介護保険法や障害者自立支援法に基づくサービスや、同法以外の在宅・施設サービスの情報提供や適正な利用促進を図るとともに、介護講座やホームヘルパー養成講座等を実施し、社会全体で介護を支えるしくみづくりを推進します。

地域による高齢者・障害者支援の促進

行政による高齢者・障害者への支援サービスだけでなく、地域ボランティアやNPO等による支援も重要です。

このため、高齢者・障害者を支援する地域による福祉活動の促進を図ります。

(3) 高齢者・障害者の自立と社会参画の促進

老後の経済的安定を図るため、若年期から老後に備える自助努力を支援します。高齢者・障害者が意欲と能力に応じて働き続けることができる支援を行います。

また、高齢者や障害者が、地域活動や生涯学習活動等に社会参画しやすい環境の整備を図ります。

自立への支援

高齢者や障害者が自立した生活を送るためには、介護支援サービスと合わせて、経済的な基盤の確立が求められます。

このため、老後に備えて年金制度をはじめとする社会保障制度の周知に努めます。また、生活の安定や生きがいのために就労を希望する高齢者や障害者に対し、ハ口

ーワークやシルバー人材センター等関係機関との連携のもとに、職業教育や職業能力向上、就労機会に関する情報提供を図ります。さらに、高齢者や障害者が安心して暮らせるよう、住みよい福祉のまちづくりを進めます。

生きがいのある生活の実現

高齢者や障害者がより充実した人生を送るためには、自己実現を目的とした社会参画の促進が必要です。

このため、高齢者や障害者が希望する地域活動や生涯学習活動に参加できるよう支援を図ります。

4 . 女性の生涯を通じた健康の保持増進

女性も男性も互いの身体的特質を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもつことが大切です。このため、健康診断などにより正確な知識・情報を得る必要があります。特に女性は、男性と異なり、妊娠や出産等に直面することがあります。性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)¹⁰に関し、すべての人々が理解し、女性の生涯を通じた健康を支援する総合的な対策の推進を図ります。

(1) 性の尊重と母性保護の促進

男女ともに性の尊重について正しく理解することが必要です。とくに女性にとって、妊娠・出産期は、人生の大きな節目であり、安心して安全に子どもを産むことができるよう支援を充実します。

また、子どもが欲しいと願っているのに、不妊で悩む夫婦への相談体制の整備を図ります。

性の尊重についての啓発

男女が互いの性を尊重するとともに、女性の身体について正しい知識を持つことにより、性と生殖に関する健康と自己決定権を確立することが重要です。

このため、男性にも積極的な理解を求めるとともに、成育段階に応じた教育・啓発活動を推進します。

母子保健の充実

安心して出産・育児ができ、母子ともに健康が保持できるような各種支援や環境づくりが必要です。また、父親もともに出産・育児に関わるための情報提供が必要です。

このため、妊娠・出産期にある女性の心身の健康や妊娠・出産・育児に関する情報提供と相談・指導の充実を図るとともに、出産前後の両親対象のマタニティ教室や育児教室を開催します。また、不妊で悩む夫婦への専門相談窓口の情報提供や、小児救急医療の充実を図ります。

¹⁰ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：女性の性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)とは、人権と性の視点から「性と生殖に関する女性の健康」を考えることです。女性の性と生殖に関する自己決定権の確立(リプロダクティブ・ライツ)とは、「子どもを産むか産まないか、産むとしても、いつ、何人、子どもをもつかを選ぶ権利は基本的人権である」ことを意味します。

(2) 女性の健康の保持増進

生涯を通じた健康保持のために、健康教育・啓発の推進を図るとともに、性差に応じた医療としての女性専門外来や、乳がん・子宮がん等、女性特有の病気についての検診の充実を図ります。検診方法などについても、わかりやすい広報を実施します。

また、女性の体の健康や心の悩みについて相談できる体制づくりを進めます。

健康教育・啓発の推進

女性が自ら心身の健康保持・増進ができるよう、健康についての知識や情報を得ることが必要です。

このため、健康に関する情報提供をはじめとする広報活動の充実に努めるとともに、心とからだの健康教育・学習や健康相談の充実、ライフステージに合わせた心身の健康づくり支援を図ります。

健康維持のための検診等の充実

女性の生涯を通して心身の健康保持・増進ができるような支援体制が必要です。

このため、女性の専門外来の充実を図るとともに、健康診査や女性特有の病気についての検診の充実を図り、また検診方法等についてのわかりやすい広報に努めます。さまざまな要因で定期的に健康診断を受診しにくい女性に対して、受診機会の拡充や制度の周知に努めます。

女性の体の健康や心の悩み相談体制づくり

女性の健康維持や社会進出に伴い、体の健康問題や心の悩みの解消への支援が必要となっています。

このため、関係機関と連携し、女性の体の健康や心の悩みについての相談体制づくりを図るとともに、事業者に対して、働く女性の体と心の健康問題について啓発します。

5 . 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪行為かつ人権侵害であり、根絶すべき大きな課題です。女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせることで女性を支配し、従属的な状況に追い込むものです。

それは、潜在化しがちで、社会の理解も不十分ですが、多くの人々にかかわる社会問題であり、男女の固定的な役割分担、経済力、上下関係等、構造的な問題として把握し、対処していく必要があります。こうした状況をふまえ、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底など、基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取り組みを総合的に推進します。

(1) 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力は、犯罪であり、女性の人権を著しく侵害するものであり、暴力を容認しない社会の実現をめざし、広報啓発活動を一層充実し、関係機関と連携して、防止に努めます。

女性に対する暴力の根絶に向けた啓発の推進

女性に対する配偶者等からの暴力(DV)やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為、人身取引等さまざまな形態の女性に対する暴力や性の商品化等の人権問題への理解を促進し、人権侵害の予防と人権の擁護に努める必要があります。

このため、暴力や性の商品化等の人権問題についての啓発や学習機会の提供を充実します。

関係機関による連携

女性に対する暴力や性の商品化等の人権問題への対応のため、関係機関との連絡・調整が必要です。

このため、国・府等の相談窓口の情報提供や情報交換を含めて関係機関との連携を図ります。

女性に対する暴力の発生を防止する環境づくり

あらゆる暴力を根絶するためには、暴力を発生させないための環境づくりが必要です。

このため、女性に対する差別的な表現や過度の性的表現等の有害環境を排除するとともに、暴力防止のケアや防犯灯の設置、環境の美化、コミュニティの活性化等犯罪が起きにくい環境の整備や地域づくりを促進します。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

配偶者等からの暴力(DV)の防止のための啓発を進めるとともに、被害者の保護や自立支援のため、関係機関と連携したネットワークの充実を図ります。

配偶者等からの暴力の防止対策の推進

配偶者等からの暴力(DV)を根絶するためには、予防及び容認しない取り組みが重要です。

このため、配偶者等からのさまざまな暴力の防止についての啓発を進めるとともに、地域との連携により暴力を発見、通報し、関係機関と協力して対応するしくみづくりを推進します。

関係行政機関の連携による体制の充実

関係行政機関の連携による総合的かつ迅速な対応を図り、被害者に対する支援を行う必要があります。

このため、関係機関と連携した富田林市DV対策連絡会議を推進し、被害者の保護と自立に向けて支援します。

(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントを防止するために、事業者等に対する啓発や周知を図ります。

セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発・周知

職場などでの女性に対するセクシュアル・ハラスメントの根絶が必要です。

このため、事業者や教育機関等への啓発や周知を図るとともに、相談窓口の設置啓発や情報提供を行います。

6 . 総合的な男女共同参画施策の推進

男女共同参画社会の形成を図るため、総合的かつ効率的に推進する体制を整備し、社会のあらゆる分野での広範多岐にわたる取り組みを進めます。

(1) 庁内推進体制の整備と関係機関との連携

国・府はもとより、男女共同参画に取り組むNPOや関係団体等と連携をとり、推進本部を中心に、全庁的に男女共同参画社会実現に向けた計画に基づく施策の展開を図ります。また、市民活動を活発にする活動助成金制度の活用の促進や、市民との協働による男女共同参画を進めていくため、条例の制定を検討します。

推進本部を中心とした全庁的な施策の展開

男女共同参画を進めていくための全庁的な体制づくりの充実が必要です。

このため、男女共同参画施策推進本部を中心とした施策の展開を図ります。また、職員の男女共同参画に関する理解を深めるため、意識調査の実施や研修の拡充を図ります。さらに、女性の管理職への登用や職種の拡大を図ります。

男女共同参画活動助成金制度の活用

男女共同参画に関する市民の意識の高揚と活動団体の育成が必要です。

このため、男女共同参画活動助成金制度の広報の充実を図り、活用を促進します。

(仮称) 富田林市男女共同参画推進条例制定の検討

男女共同参画を進めていくためには市民や事業者との協働が必要です。

このため、(仮称) 富田林市男女共同参画推進条例制定に向けた検討を行います。

国、府、その他関係機関との連携

国、府、その他の機関との連携により、男女共同参画の施策をより充実したものにしていくことが必要です。

このため、国からの情報提供に基づき、府やその他関係機関との連携による施策の推進を図ります。

(2) 市民、事業者との連携による推進

男女共同参画社会づくりの総合的な施策推進に向けた意見聴取を行うための懇談会の運営を充実するとともに、男女共同参画にかかる市民活動の拠点の一層の充実を図ります。また、男女共同参画施策に関わる苦情に対応していくためのしくみづくりを行います。

富田林市男女共同参画推進懇談会の運営

男女共同参画社会づくりの総合的な施策推進に向けた意見聴取が必要です。このため、富田林市男女共同参画推進懇談会の運営を継続していきます。

男女共同参画推進拠点の充実と活用

男女共同参画を推進していくための拠点の活用と事業の充実が必要です。このため、(仮称)富田林市男女共同参画センター「ウィズ」の活用と事業の充実を図ります。

苦情対応のしくみづくり

男女共同参画施策の一層の充実のため、施策に関わる苦情に対応していくためのしくみづくりが必要です。このため、施策の苦情受付と対応の手続きについての検討を行います。

参 考 资 料

富田林市男女共同参画施策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な計画の策定及び推進を図るため、富田林市男女共同参画施策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、教育長及び部長級の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部の所掌事務を円滑に推進するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び別表1に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会の幹事長は男女共同参画政策担当部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、男女共同参画施策の実務的事項を協議する。
- 5 幹事会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(研究会)

第7条 幹事会に研究会を置くことができる。

- 2 研究会は、幹事会が指示した事項について検討する。

3 会員は、職員の中から、本部員が推薦するものとする。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、男女共同参画政策担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものがある場合においては、その在職する間に限り、改正前の第3条第4項の規定は、なおその効力を有する。

富田林市男女共同参画計画策定に至る経過

期 日	内 容
平成 18 年 4 月 27 日	富田林市女性行動計画推進懇談会（平成 18 年 4 月末廃止）より次期男女共同参画計画策定に向けた提言を市長に提出
平成 18 年 5 月 24 日	第 1 回富田林市男女共同参画施策推進本部会議開催 （案件）・次期男女共同参画計画策定に向けた提言について
平成 18 年 5 月 26 日	第 1 回富田林市男女共同参画施策推進本部幹事会へ提言内容の報告
平成 18 年 6 月 1 日	富田林市男女共同参画推進懇談会の設置
平成 18 年 8 月 1 日	富田林市男女共同参画推進懇談会委員委嘱（9 名）
平成 18 年 9 月 14 日	富田林市男女共同参画推進懇談会委員委嘱（2 名）
平成 18 年 11 月 1 日	第 1 回富田林市男女共同参画推進懇談会開催 （案件）・平成 17 年度女性行動計画ウィズプラン実績報告書（案）について ・次期男女共同参画計画（案）について
平成 18 年 12 月 4 日	第 2 回富田林市男女共同参画施策推進本部会議への報告 （報告案件）・女性行動計画ウィズプラン実績報告書（案） ・次期男女共同参画計画（案）施策体系について
平成 19 年 1 月	富田林市広報 1 月号に次期男女共同参画計画施策体系（案）を掲載し、市民から意見聴取
平成 19 年 1 月 18 日	第 3 回富田林市男女共同参画施策推進本部会議開催 （案件）・次期男女共同参画計画（案）について
平成 19 年 1 月 24 日	第 2 回富田林市男女共同参画推進懇談会開催 （案件）・次期男女共同参画計画（案）について
平成 19 年 2 月 9 日	第 2 回富田林市男女共同参画施策推進本部幹事会開催 （案件）・次期男女共同参画計画（案）について
平成 19 年 2 月 22 日	第 3 回富田林市男女共同参画推進懇談会開催 （案件）・次期男女共同参画計画（案）について
平成 19 年 3 月 19 日	第 4 回富田林市男女共同参画施策推進本部会議開催 （案件）・次期男女共同参画計画について
平成 19 年 3 月	富田林市男女共同参画計画策定

富田林市男女共同参画推進懇談会設置要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、富田林市男女共同参画推進懇談会(以下「推進懇談会」という。)を設置することにより、男女共同参画社会づくりの総合的な施策推進に向けて、幅広い観点から意見を聴取することを目的とする。

(組 織、任命及び任期)

第 2 条 推進懇談会は、11名以内の委員で組織する。

2 委員は、市民、学識経験者及び市議会議員のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長 及 び 副 会 長)

第 3 条 推進懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は推進懇談会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会長、副会長の任期は、委員の任期期間とする。

(会 議)

第 4 条 推進懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(報 酬)

第 5 条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例(昭和51年富田林市条例第20号)による。

(庶 務)

第 6 条 推進懇談会の庶務は、男女共同参画政策担当課において行う。

(雑 則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 . この要綱は、公布の日から施行する。

2 . この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までとする。

3 . この要綱の施行後、最初に開催する懇談会は、第 3 条第 2 項及び第 4 条の規定に拘わらず市長が行う。

富田林市男女共同参画推進懇談会委員名簿

委員任期 平成 18 年委嘱日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日

氏 名	所 属
古橋 エツ子	花園大学教授
源 淳子	関西大学非常勤講師
森岡 幸子	富田林保健所保健企画調整課長
宮原 純治	河内長野公共職業安定所長
山元 直美	富田林市立高辺台小学校長
阪井 基二	弁護士
山口 紘	女性交流室登録グループ代表者
浜田 良子	富田林市男女共同参画リーダー養成講座修了者
巽 真理子	一般公募市民
司 やよい	富田林市議会議員
京谷 精久	富田林市議会議員

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(女子差別撤廃条約)

昭和60年 6月24日批准

昭和60年 7月 1日公布

昭和60年 7月25日発効

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ない

ことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確信し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、

規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。

- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべ

ての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受け権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適切な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目

的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適切な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けられることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わな

い。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サ - ビス及び普及サ - ビスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかなを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の

権利

- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
 - 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
 - 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
 - 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
 - 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
 - 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
 - 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
 - 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 第18条
- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
 - 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。
- 第19条
- 1 委員会は、手続規則を採択する。
 - 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
- 第20条
- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
 - 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。
- 第21条
- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
 - 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。
- 第22条
- 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にあ

る事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

公布：平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

施行：平成 11 年 6 月 23 日

改正：平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

施行：平成 13 年 1 月 6 日

改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

施行：平成 13 年 1 月 6 日

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条 - 第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条 - 第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければ

ならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、

り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共

同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければな

らない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講

ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充て

る。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

以下省略

男女共同参画に関する市民意識調査実施概要

1. 調査の目的

この調査は、社会情勢などの変化に伴う前回調査との意識や実態の変化を把握するとともに、男女共同参画の施策を推進するにあたっての基礎資料を得ることを目的とする。

2. 実施概要

(1) 調査の方法

調査地域	富田林市全域
調査対象	20歳以上の女性及び男性
標本数	女性1,000人、男性1,000人
標本抽出法	住民基本台帳及び外国人登録に基づく、無作為系統抽出法により抽出
調査方法	郵送法による配布、回収
調査期間	2005(平成17)年7月1日～29日
実施機関	富田林市

(2) 調査項目

対象者属性(性別・年齢・居住校区等)
男女平等について
子育て、教育について
女性に対する暴力について
男女共同参画について

(3) 回収状況

有効回収数	873
有効回収率	43.7%

内訳	{	女性	536人(回収率61.4%)
		男性	337人(回収率38.6%)

男女共同参画のあゆみ（年表）

年	世界の動き	国の動き	府の動き	市の動き
1945年 (昭和20年)	国際連合誕生 「国連憲章」採択	衆院法改正 (成年女子に参政権)		
1946年 (昭和21年)	婦人の地位向上委員会設置	総選挙で初の婦人参政権行使 日本国憲法公布		
1947年 (昭和22年)		民法改正(家父長制度廃止) 教育基本法公布 (男女教育機会均等) 労働基準法公布 (男女同一賃金)		
1948年 (昭和23年)	「世界人権宣言」採択			
1956年 (昭和31年)		売春防止法制定		
1967年 (昭和42年)	「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
1975年 (昭和50年)	国際婦人年世界会議(メキシコシティー)開催 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 総理府婦人問題担当室業務開始		
1976年 (昭和51年)	ILOに婦人労働問題担当室設置 「国連婦人の十年開始」	民法改正(離婚後の氏の選択自由)	労働部労働福祉課に女性問題担当窓口設置	
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定 婦人教育会館開設	大阪府婦人問題推進会議設置	
1978年 (昭和53年)			大阪府婦人問題推進会議「女性の地位向上に関する提言」 大阪府婦人問題企画推進本部設置	
1979年 (昭和54年)	「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」に署名 民法改正(配偶者の相続1/3 1/2)	企画部府民文化室に婦人政策係設置	
1981年 (昭和56年)	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」(第1期行動計画)策定	
1982年 (昭和57年)			企画部婦人政策室設置	
1983年 (昭和58年)				
1984年 (昭和59年)				

年	世界の動き	国の動き	府の動き	市の動き
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」 ナイロビ世界会議開催 「婦人の地位向上の ためのナイロビ将来 戦略」採択	改正国籍法・戸籍法 施行(父母両系血統 主義、配偶者の帰化 条件の男女同一化) 女子差別撤廃条約批 准 国民年金法改正 (女性の年金権確立) 男女雇用機会均等法 公布 生活保護基準額改正 (男女差解消)	女性の社会参加等に 関する調査 女性の社会参加をす すめるための拠点施 設実態調査報告	
1986年 (昭和61年)		婦人問題企画推進本 部拡充(構成省庁を 全省庁に) 男女雇用機会均等法 施行	企画部府民文化室婦 人政策室を企画部婦 人政策課に改組 「21世紀をめざす大 阪府女性プラン」(第 2期行動計画)策定	企画課に連絡調整の 窓口を設置
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向 けての新国内行動計 画」策定	婦人政策課を企画部 から生活文化部に移 管	
1988年 (昭和63年)			大阪府婦人総合セン ター(仮称)推進会議 設置	
1989年 (平成元年)	「子どもの権利条 約」採択	新学習指導要領で中 学・高校家庭科の男 女必修化決定		
1990年 (平成2年)	「婦人の地位向上の ためのナイロビ将来 戦略に関する第1回 見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択			“おんな&おとこフ ォーラム”を開始
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向 けての新国内行動計 画(第1次改定)」策定 中学校の家庭科男女 必修開始	女性問題についての 意識調査結果公表 「女と男のジャン プ・プラン」(第3期 行動計画)策定 大阪府女性基金創設	女性問題についての 市民意識調査
1992年 (平成4年)		育児休業法施行	婦人政策課を女性政 策課に改称 大阪府女性施策企画 推進員制度発足 「大阪府女子労働対 策推進計画」策定	
1993年 (平成5年)	国連世界人権会議 (ウィーン)開催	パートタイム労働法 施行	「男女協働社会の実 現をめざす表現の手 引き」作成	啓発誌“Vivid びびっど”の発行 男女共同参画活動助 成金制度の創設
1994年 (平成6年)	開発と女性に関する第 2回アジア・太平洋大 臣会議(ジャカルタ)開 催「ジャカルタ宣言及 び行動計画」採択 国際人口・開発会議 (カイロ)開催	高校の家庭科男女必 修 総理府に男女共同参 画室・男女共同参画 審議会設置 男女共同参画推進本 部設置	「大阪府女性基金プ リムラ賞」創設 大阪府女性基金運営 懇談会設置 府立婦人会館閉館 大阪府女性総合セン ター(ドーンセンター)開館	女性問題懇談会の発 足

年	世界の動き	国の動き	府の動き	市の動き
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議(北京)開催「北京宣言及び行動綱領」採択	育児休業法改正(介護休業制度の法制化)(一部 H11.4.1 施行) ILO156号条約(家庭的責任条約)批准	男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告	総務部企画課に女性政策係(現在の男女共同参画係)の新設 女性施策推進本部(現在の男女共同参画施策推進本部)の設置
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定	大阪府女性問題懇話会「女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言」提出	富田林市女性問題懇話会から「女性政策の推進をめざす提言書」の提出 アドバイザー講座の開始 女と男のいきいきフォーラムの開始(広域、H10まで)
1997年 (平成9年)		男女雇用機会均等法改正 労働基準法女子保護規定撤廃 H11.4.1 施行(一部 H10.4.1 施行) 介護保険法公布	大阪府第3期行動計画(改定)「新女と男のジャンプ・プラン」策定	「富田林市女性行動計画ウィズプラン」の策定
1998年 (平成10年)			女性政策課を男女協働社会づくり課に改称 大阪府男女協働社会づくり審議会設置 大阪府男女協働推進連絡会議設置	ウィズプラン第1期実施計画策定 男女共同参画推進研究会の発足 女性問題についての市民意識調査の実施
1999年 (平成11年)		改正男女雇用機会均等法施行 児童買春・児童ポルノ禁止法施行 男女共同参画社会基本法公布・施行(6月)	男女協働社会の実現をめざす府民意識調査発表	南河内女性問題研究会の開始(広域、H13まで)
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議開催(ニューヨーク)」 「政治宣言及び成果文書」採択	男女共同参画基本計画策定 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行 児童虐待法防止法施行	大阪府男女協働社会づくり審議会に「大阪府男女協働社会の実現に関する条例(仮称)の基本的な考え方について」諮問 大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置	女性政策係が人権政策部人権政策課に異動 “おんな&おとこフォーラム”を“男女共同参画フォーラム”に名称変更 女性交流室ウィズの開室 ウィズネット(ウィズ登録グループ)による講座等の企画・実施 女性と労働に関する市民意識調査
2001年 (平成13年)		省庁再編により内閣府男女共同参画局に改組 男女共同参画会議設	大阪府男女協働社会づくり審議会「21世紀を展望した男女共同参画社会の実現に	ウィズプラン第2期実施計画策定

年	世界の動き	国の動き	府の動き	市の動き
		置 配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保 護に関する法律の制 定(4月)・施行(10 月) 第1回「男女共同参 画週間」 第1回「女性に対す る暴力をなくす運 動」	向けての総合的なビ ジョン」答申 男女協働社会づくり 課を男女共同参画課 に改称 大阪府男女協働推進 連絡会議を大阪府男 女共同参画推進連絡 会議に改称 「大阪府男女共同参 画計画(おおさか男 女共同参画プラン)」 策定	
2002年 (平成14年)		アフガニスタンの女 性支援に関する懇談 会開催 男女共同参画会議決 定「配偶者暴力防止 法」、「平成13年度監 視」、「苦情処理等シ ステム」	「大阪府男女共同参 画推進条例」施行 大阪府男女共同参画 施策苦情処理制度開 始	女性政策係が男女共 同参画係に変更
2003年 (平成15年)	女子差別撤廃条約履 行状況に関するわが 国の報告書審議	次世代育成支援対策 推進法公布・一部施 行 少子化社会対策基本 法公布・施行	「男女いきいき・大 阪元気宣言事業者顕 彰制度」創設 大阪府男女共同参画 企画推進員「大阪府 が男女共同参画のモ デル職場となるため に」提言 大阪府男女共同参画 審議会「大阪府にお ける男女共同参画施 策等の推進方策につ いて」答申	
2004年 (平成16年)		改正配偶者暴力防止 法公布・施行		ウィズプラン第3期 実施計画策定 男女共同参画係が人 権文化部ふれあい交 流課へ異動
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地 位委員会	男女共同参画基本計 画(第2次)閣議決 定		市民意識調査の実施
2006年 (平成18年)		男女雇用機会均等法 の改正	「おおさか男女共同 参画プラン」の改訂	富田林市女性行動計 画推進懇談会(4月 に廃止)から「次期 (仮称)男女共同参 画計画策定に向けた 提言書」の提出 富田林市男女共同参 画推進懇談会の設置
2007年 (平成19年)				富田林市男女共同参 画計画の策定(3月)

用語解説

国際婦人年

1972（昭和47）年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975（昭和50）年を国際婦人年とすることが決定されました。また、1976（昭和51）年～1985（昭和60）年までの10年間を「国連婦人の十年」としました。

国連特別総会「女性2000年会議」

第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、2000（平成12）年にニューヨークで開催されました。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。

国連婦人の十年

1975（昭和50）年の第30回国連総会において1976（昭和51）年～1985（昭和60）年を「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980（昭和60）年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985（昭和60）年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

国連婦人の地位委員会

経済社会理事会（Economic and Social Council）の機能委員会の一つで、1946（昭和21）年6月に設置されました。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、総会（第3委員会）に対して勧告を行います。

固定的性別役割分業

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

1979（昭和54）年12月、第34回国連総会において採択され、1981（昭和56）年9月に発効しました。2004（平成16）年3月26日現在の締約国数は177カ国。我が国は1980（昭和55）年7月に署名、1985（昭和60）年6月に批准しました。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。

審議会等

「委員会等」とは、規則・規程・要綱に基づく委員会等であり、教育委員会表彰審査会、小中学校校区対策委員会等があります。「地方自治法に基づく委員会」とは、地方自治法第180条の5に基づく、執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員で、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、農業委員会があります。「地方自治法に基づく付属機関」とは、地方自治法第202条の3に基づく、法律若しくはこれに基づく政令または条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議または調査等を行う機関であり、介護認定審査会、廃棄物減量等推進審議会等があります。

性の商品化

女性の性（主として身体的なもの）を人格から切り離して、物＝商品として扱う傾向のことをいい、「売買春」をはじめポルノグラフィや女性のセックスアピールを誇張した広告まで広い意味で用いられています。

世界女性会議

1975（昭和50）年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第1回（国際婦人年女性会議）は1975（昭和50）年にメキシコシティで、第2回（「国連婦人の十年」中間年世界会議）は1980（昭和55）年にコペンハーゲンで、第3回（「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議）は1985（昭和60）年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995（平成7）年に北京で開催されました。

セクシュアル・ハラスメント（Sexual Harassment）

相手方の意に反したり、他の者を不快にさせる性的な、あるいは性差別的な性質の言動をいい、それにより就業・学業等において一定の不利益を与えたり、環境を著しく悪化させることを意味します。セクシュアル・ハラスメントは、男性から女性に対してなされる場合が最も多いのですが、女性から男性に対する場合や、同性間でも問題となります。

男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は2000（平成12）年12月12日に閣議決定されています。

また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における

活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999（平成11）年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）

夫婦や恋人など親密な関係にある男女間における暴力のことです。男性から女性への暴力がほとんどで、身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇（いかく）などによる精神的暴力、人との付き合いを制限する社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力を含みます。

配偶者からの暴力

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（2004（平成16）年6月2日公布、2004（平成16）年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」は、法令などで明確に定義された言葉ではありません。

ウィズプラン (With Plan) には、「女性
と男性が一緒になって、男女共同参画社会の実現
をめざす」という意味が込められています。

富田林市男女共同参画計画
ウィズプラン
2007 (平成19) 年3月

発行：富田林市
〒584-8511 富田林市常盤町1番1号
TEL (0721) 25-1000 (代表)
FAX (0721) 25-9037

編集：富田林市人権文化部ふれあい交流課